

平成25年度

事業所アンケート



全国健康保険協会 鳥取支部

協会けんぽ

- 平成26年3月発行
- 全国健康保険協会鳥取支部
- 企画総務部 企画総務グループ
- 鳥取市扇町58 ナカヤビル
- TEL 0857-25-0051



概要

協会けんぽ鳥取支部・鳥取県・鳥取労働局の3者は、鳥取県の働き盛り世代の健康増進を目的として、セミナー開催や広報物の配布等を共同で行ってきたが、更に事業主・加入者の立場に立った取組みを行うため、協会けんぽ鳥取支部加入事業所の事業主を対象とした意識調査（アンケート）を実施した。なお、アンケートの作成にあたっては、鳥取大学医学部の谷口教授、並びに尾崎教授の御二方にお力添えをいただいた。

実施時期

平成25年11月27日～平成25年12月27日

対象者

協会けんぽ鳥取支部加入事業所の事業主

実施方法

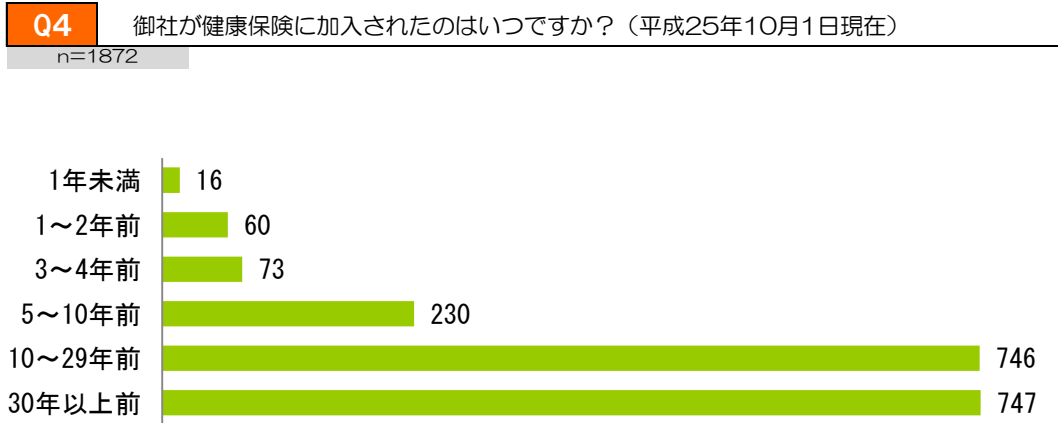
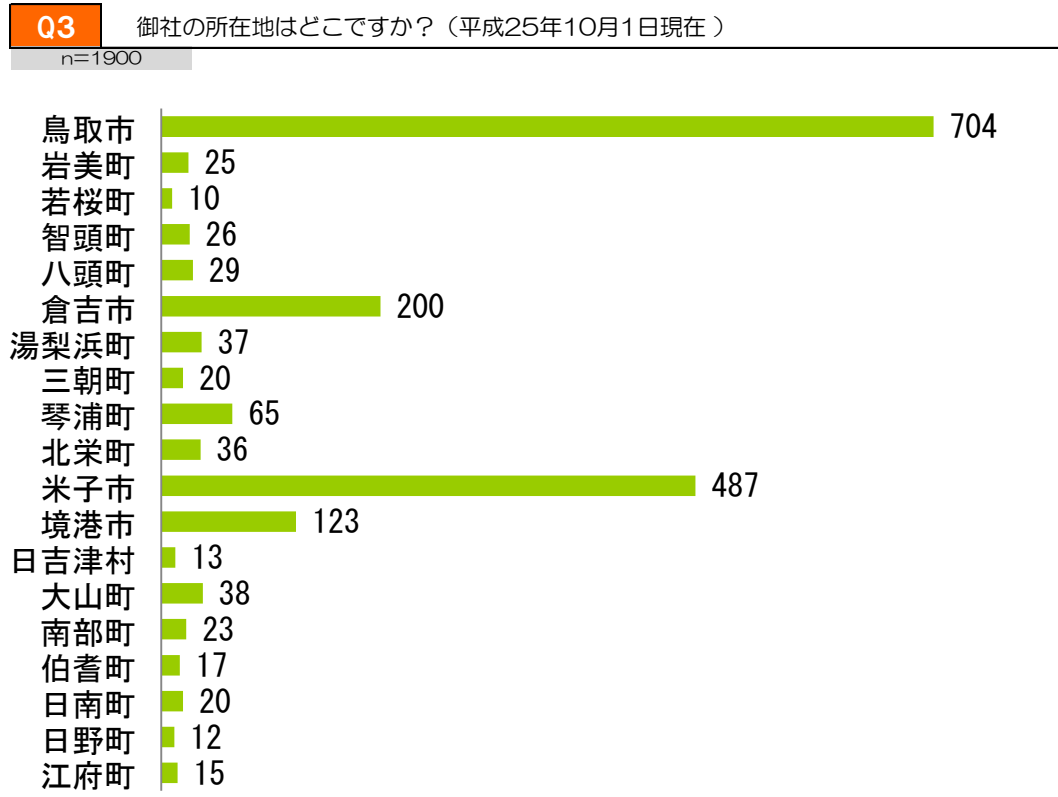
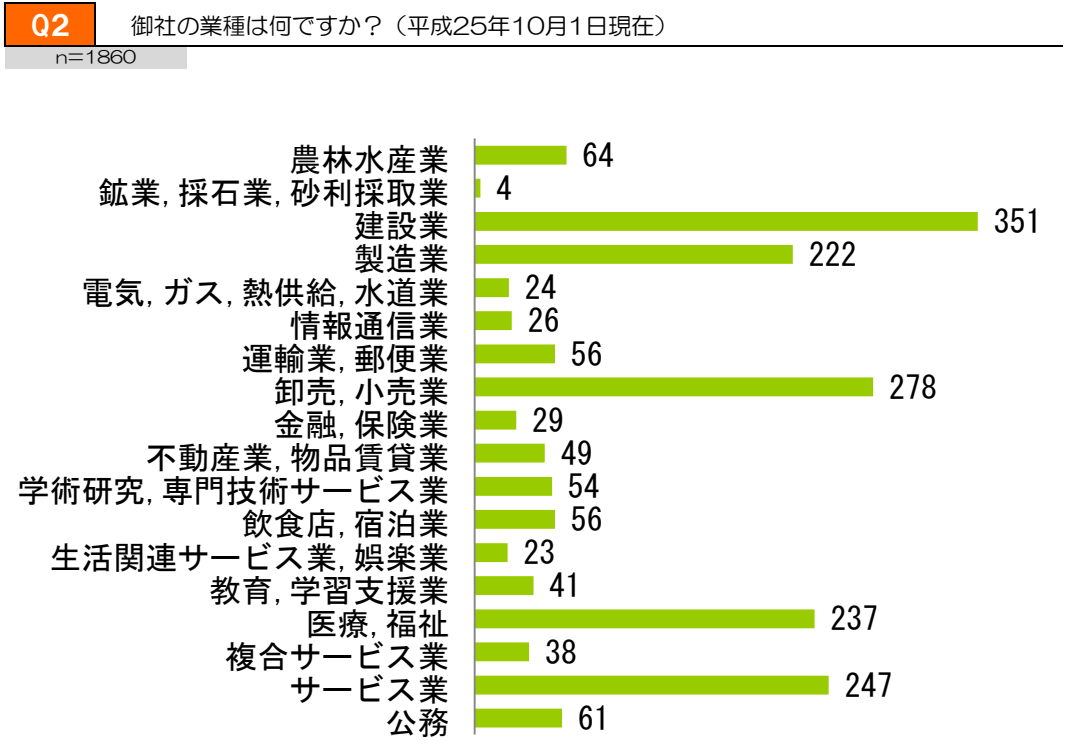
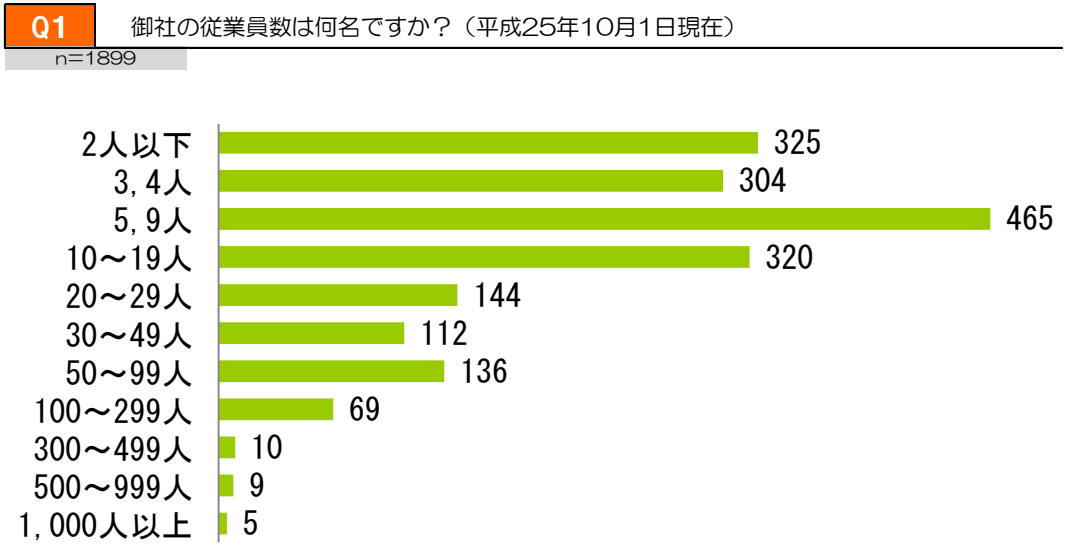
アンケート設問用紙及びアンケート回答用紙を対象者へ郵送し、アンケート回答用紙を郵送にて回収
※アンケート設問用紙P28～P33 アンケート回答用紙P35

配付枚数・回収枚数

	配付枚数	回収枚数	回収率
健康保険委員設置事業所	1,465	594	40.5%
健康保険委員未設置事業所	6,503	1,306	20.0%
合計	7,968	1,900	23.8%



集計結果



Q5 健康保険について実施してほしい研修のレベルどれですか？（1つ選択）

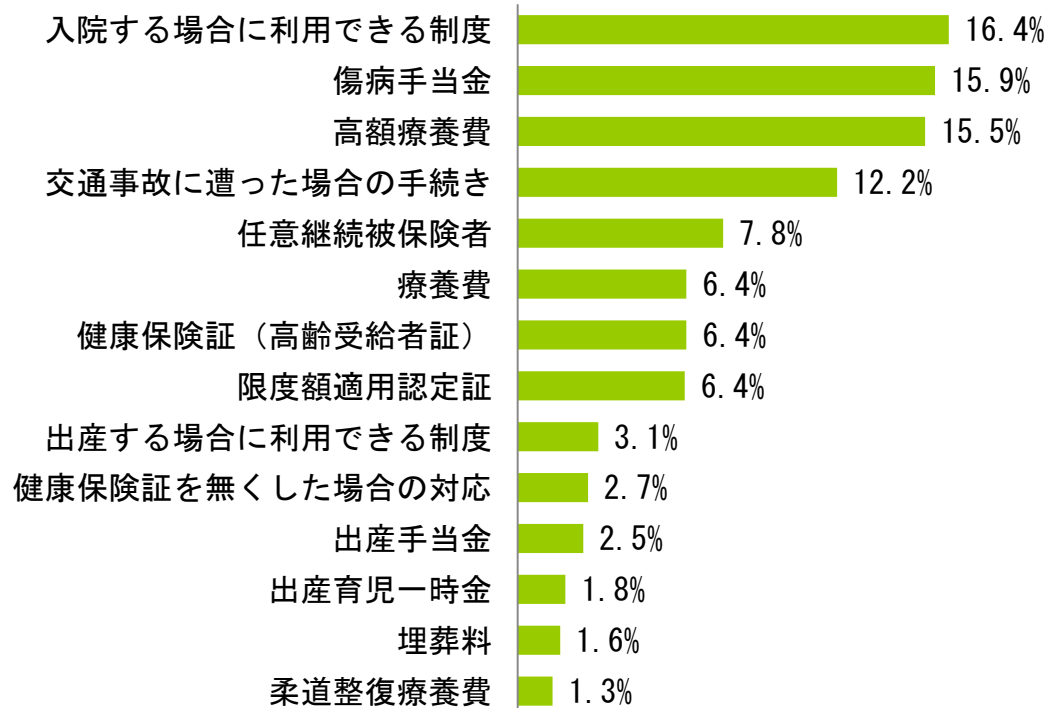
n=1818

- 初級（社会保険担当になったばかりの方向け。従業員から相談があった場合に困らない程度）
- 中級（制度や手続きを何回か経験した方向け。自信を持って従業員の相談に答えられる程度）
- 上級（ベテラン社会保険担当者向け。レアなケースにも対応できる程度）



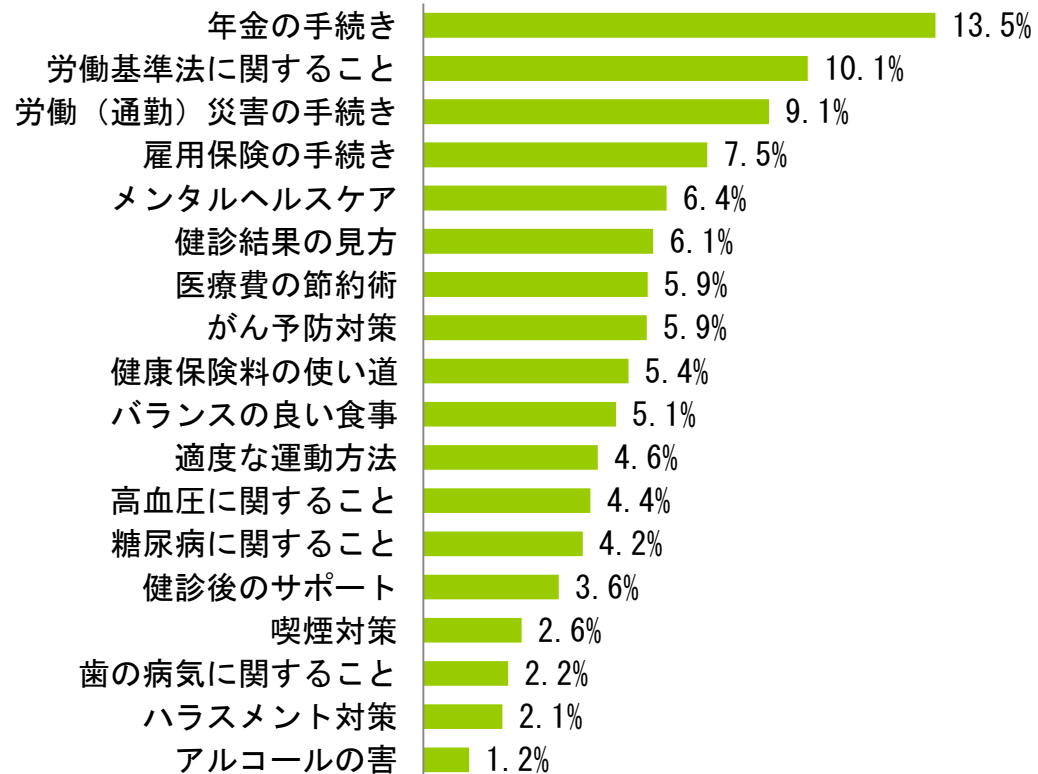
Q6 健康保険について受けてみたい研修の内容は？（3つまで選択）

n=1775



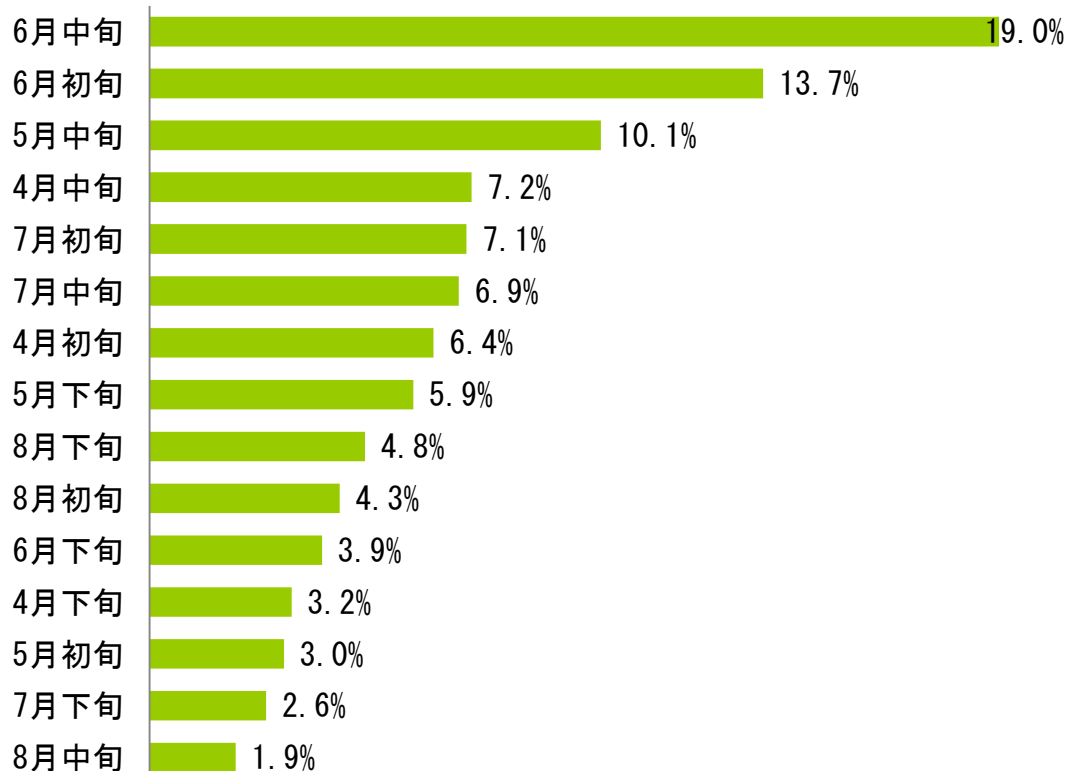
Q7 Q6の他、開催されれば受けてみたい研修の内容は何ですか？（3つまで選択）

n=1790



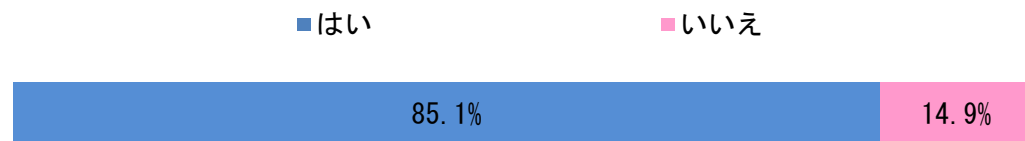
Q8 協会けんぽが開催する研修の適当な時期を次から選んでください（1つ選択）

n=1762

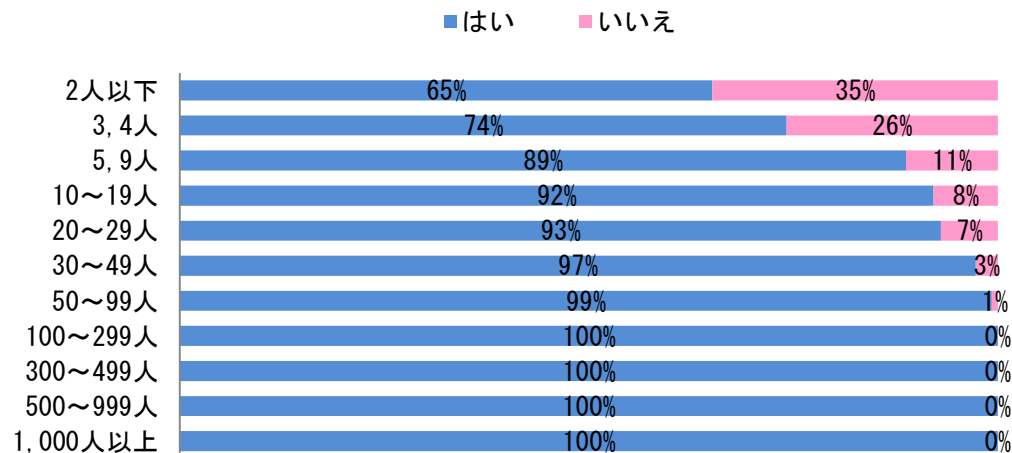


Q9 労働安全衛生法で義務付けられている定期健康診断を平成24年度に実施しましたか？

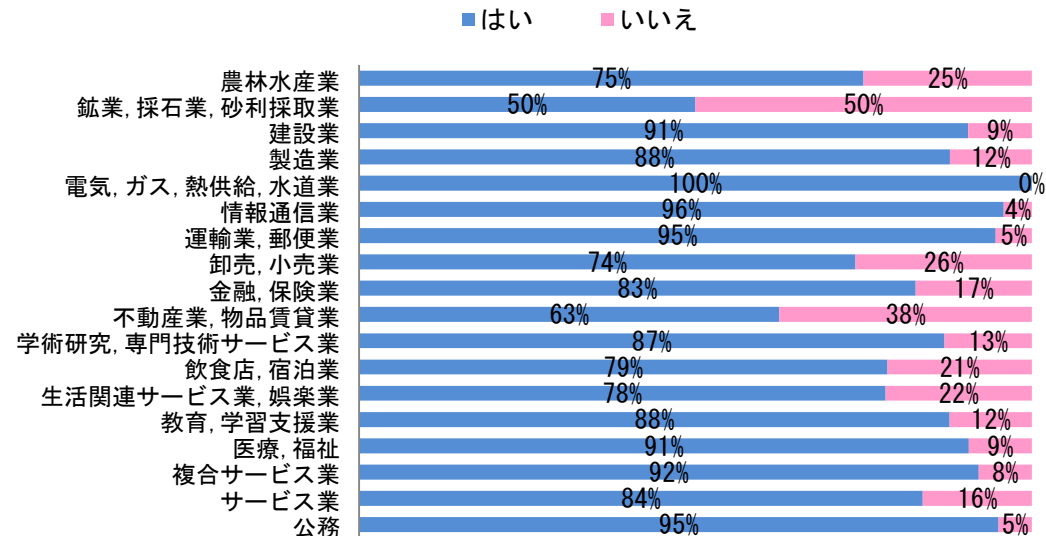
n=1888



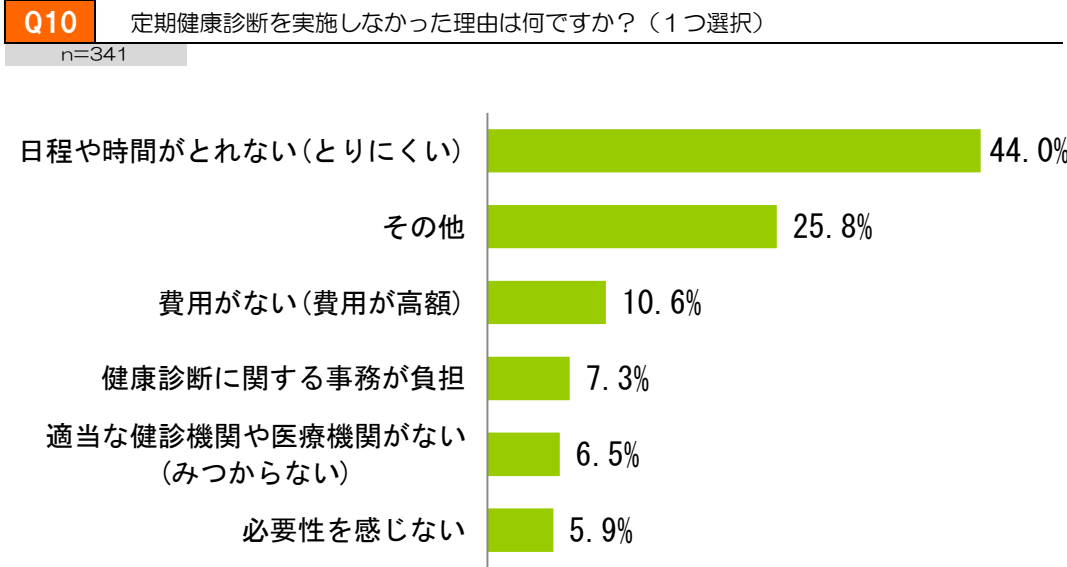
事業所規模別の回答結果



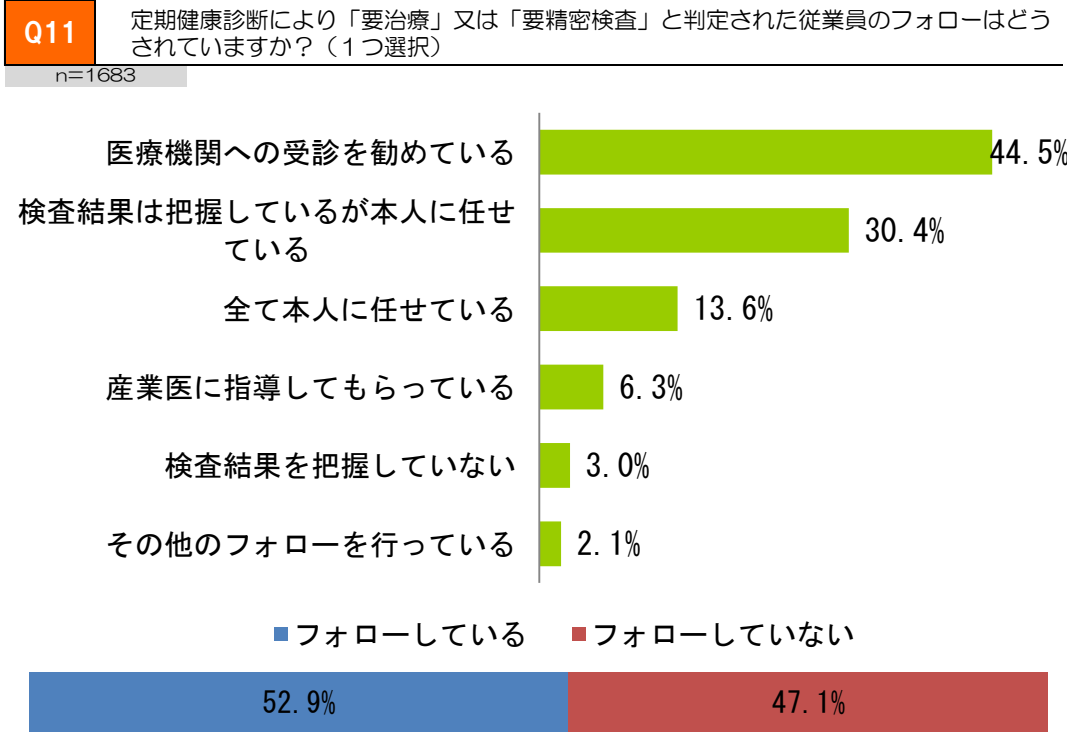
業種別の回答結果



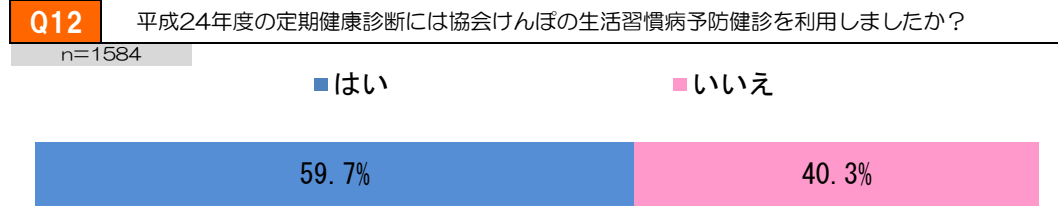
(Q9で「2.いいえ」と回答した場合のみお答えください。)



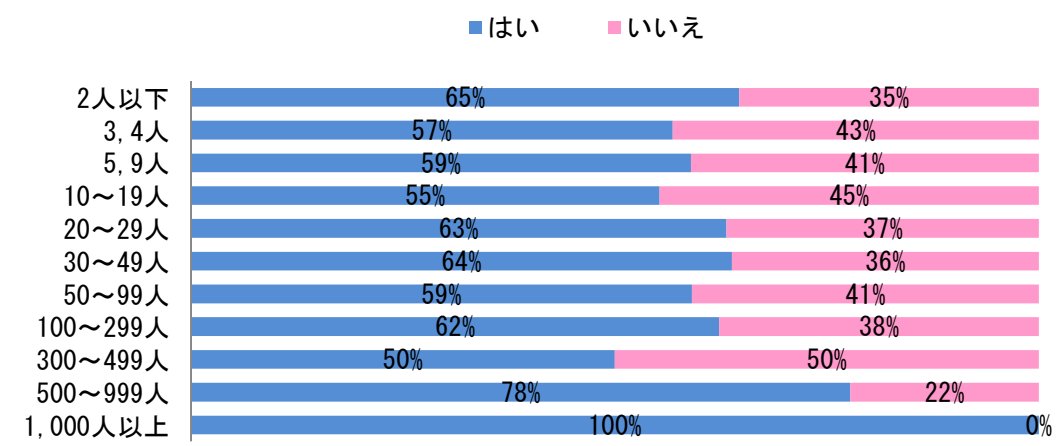
(Q9で「1.はい」と回答した場合のみお答えください。)



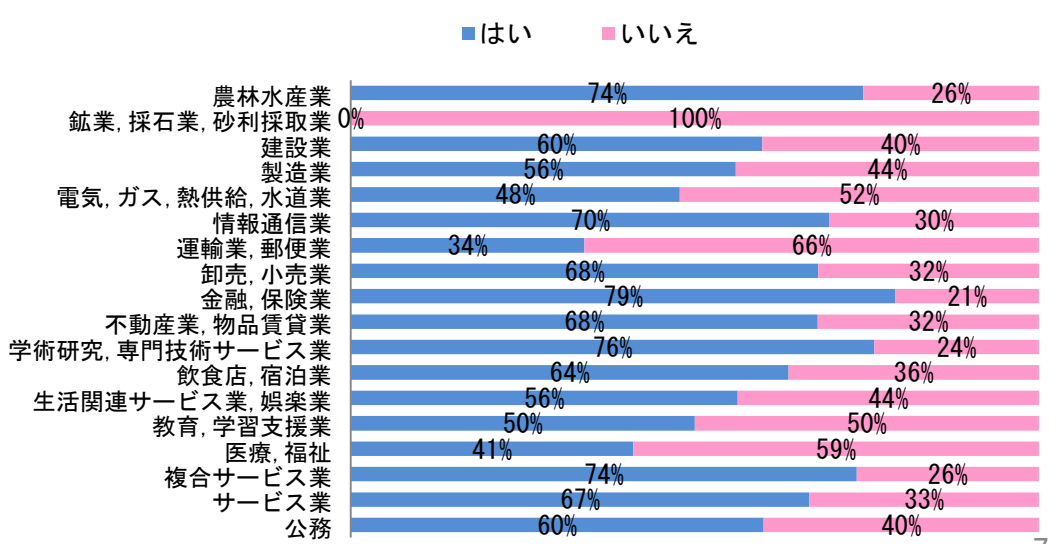
(Q9で「1.はい」と回答した場合のみお答えください。)



事業所規模別の回答結果



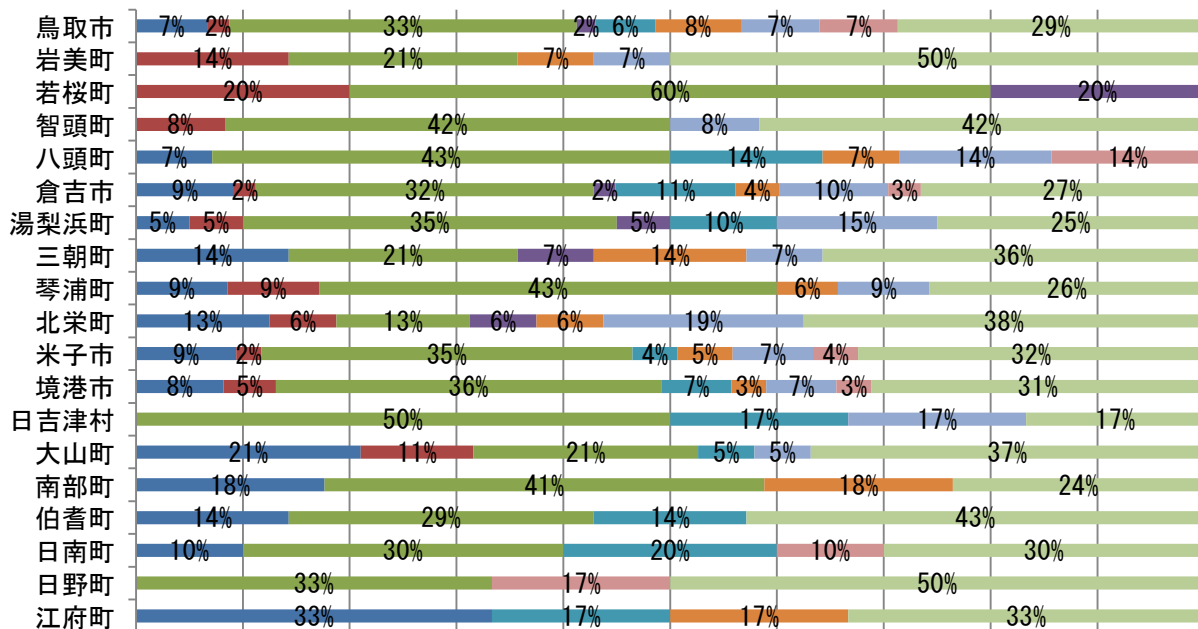
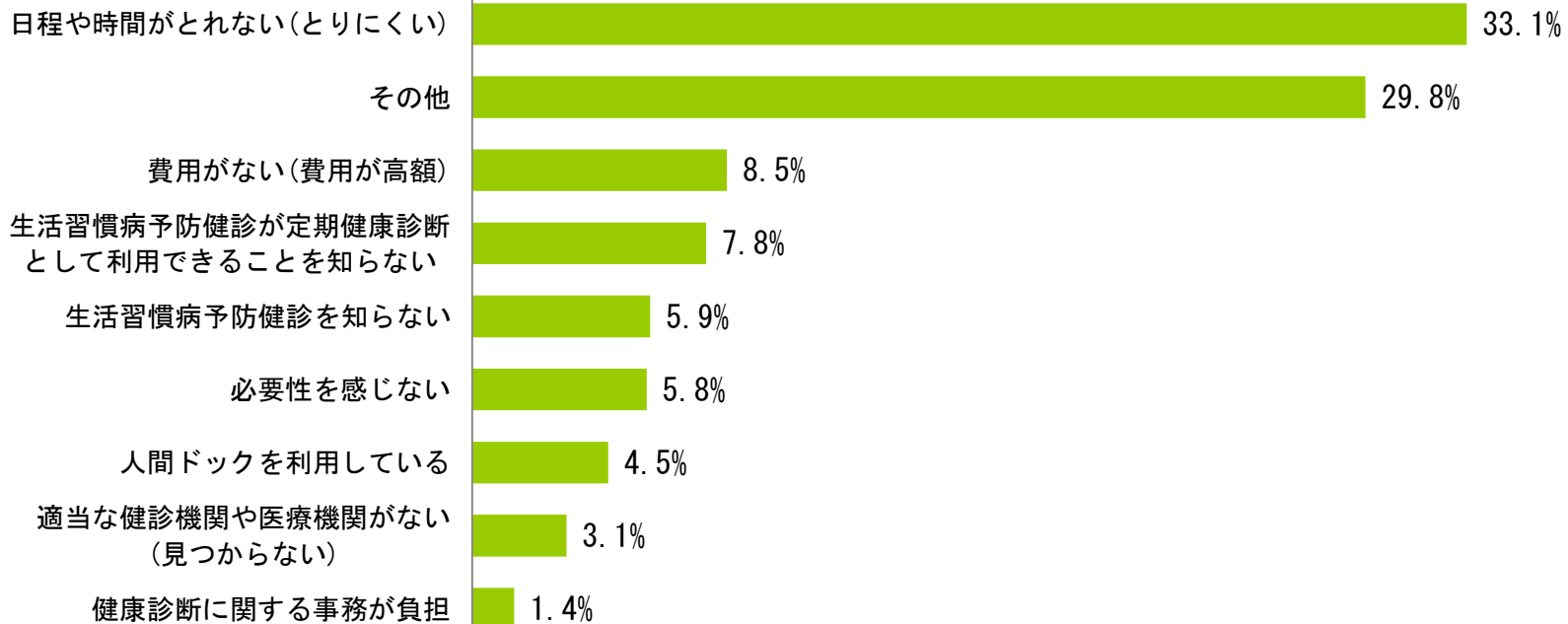
業種別の回答結果



(Q12で「2いいえ」と回答した場合のみお答えください。)

Q13 協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用しなかった理由は何ですか？（1つ選択）

n=860



- 費用がない(費用が高額)
- 適当な健診機関や医療機関がない(見つからない)
- 日程や時間がとれない(とりにくい)
- 健康診断に関する事務が負担
- 必要性を感じない
- 生活習慣病予防健診を知らない
- 生活習慣病予防健診が定期健康診断として利用できることを知らない
- 人間ドックを利用している
- その他

Q14 協会けんぽの生活習慣病予防健診の加入者負担は協会けんぽから補助があり、がん検診を入れても『1人当たり最高6,843円』で受けることができることをご存知ですか？
n=1891



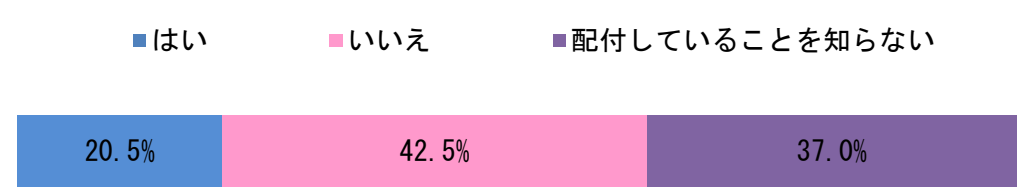
Q15 協会けんぽの生活習慣病予防健診は労働安全衛生法で事業主様に義務付けられている定期健康診断として利用できることをご存知ですか？
n=1890



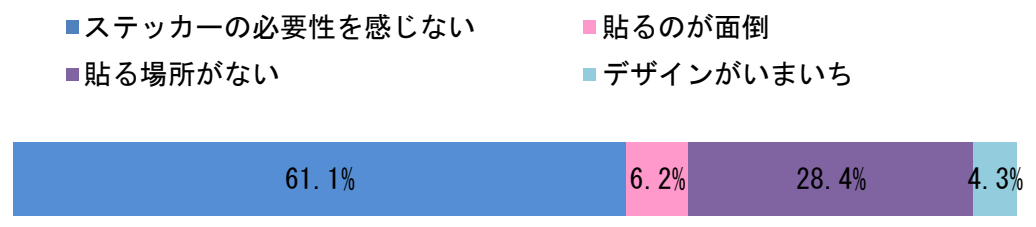
Q16 協会けんぽの生活習慣病予防健診にはがん検診項目が含まれていることをご存知ですか？
n=1879



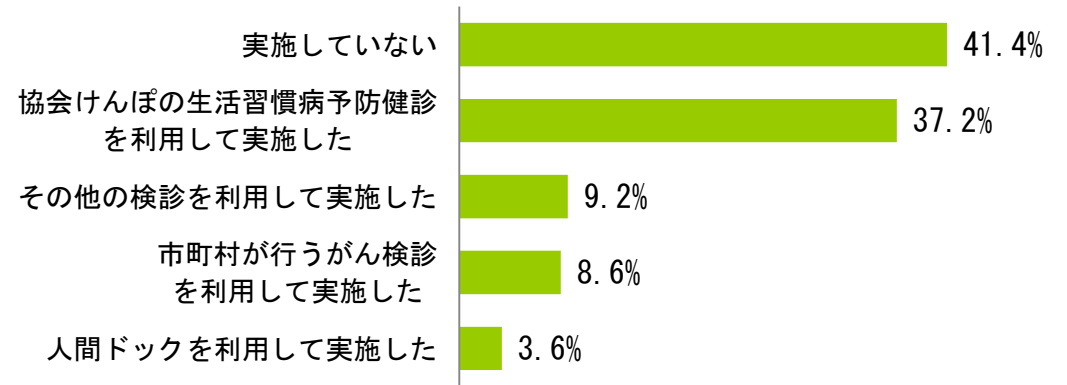
(Q12で「1.はい」と回答した場合のみお答えください。)
Q17 生活習慣病予防健診を実施した事業所へはステッカーを配布していますが活用されていますか？
n=1505



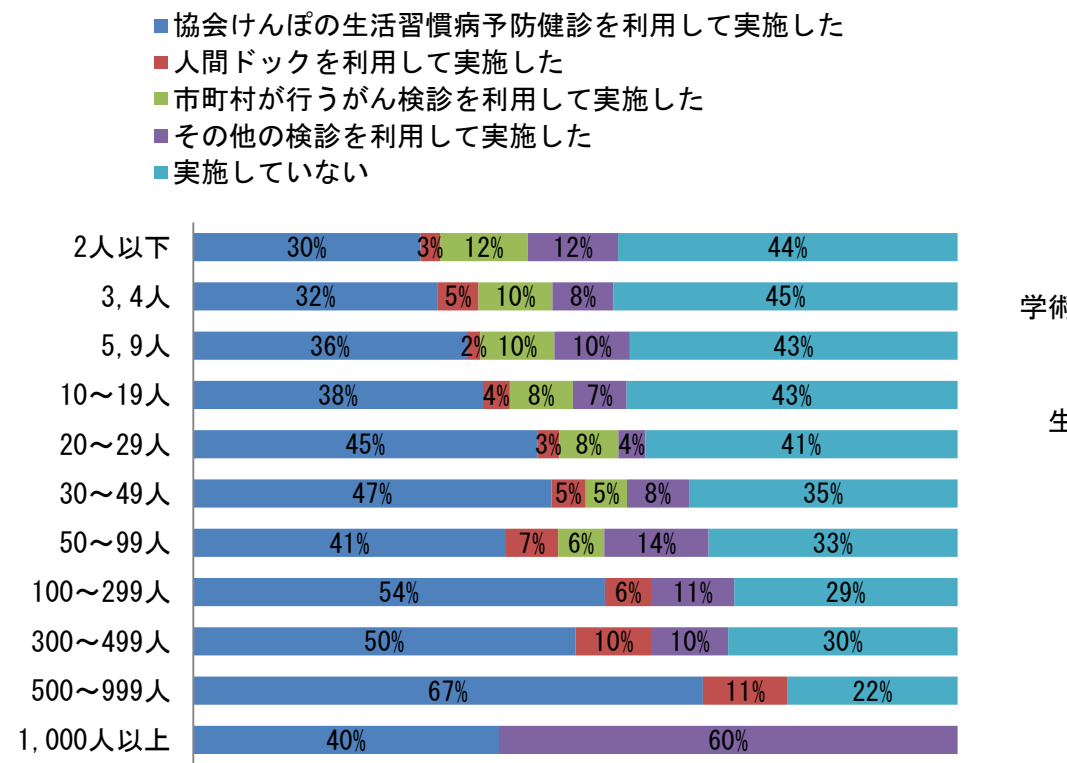
(Q17で「いいえ」と回答した場合のみお答えください。)
Q18 ステッカーを活用していない理由は何ですか？（1つ選択）
n=743



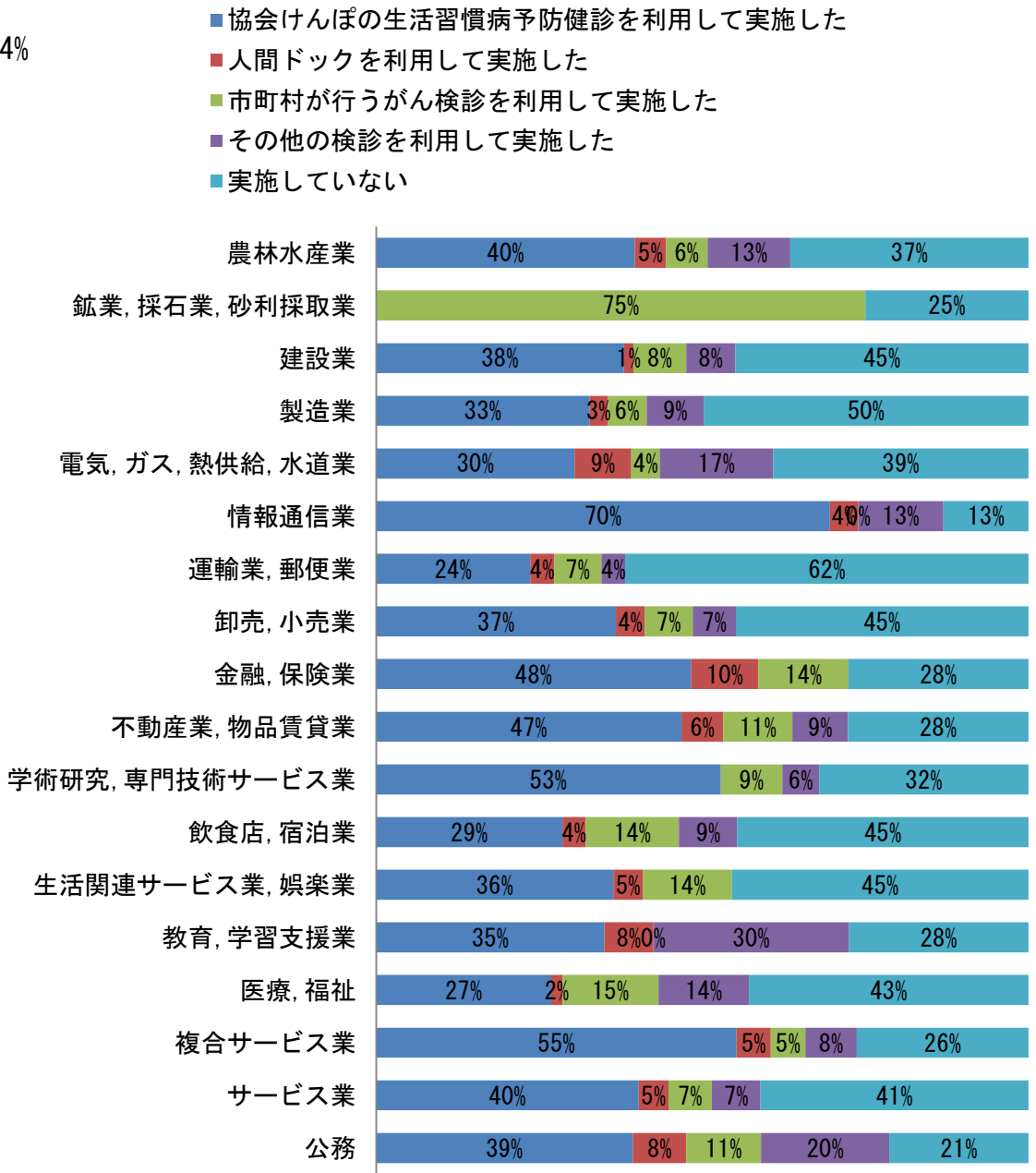
Q19 平成24年度に従業員のがん検診を実施しましたか？（1つ選択）
n=1857



事業所規模別の回答結果



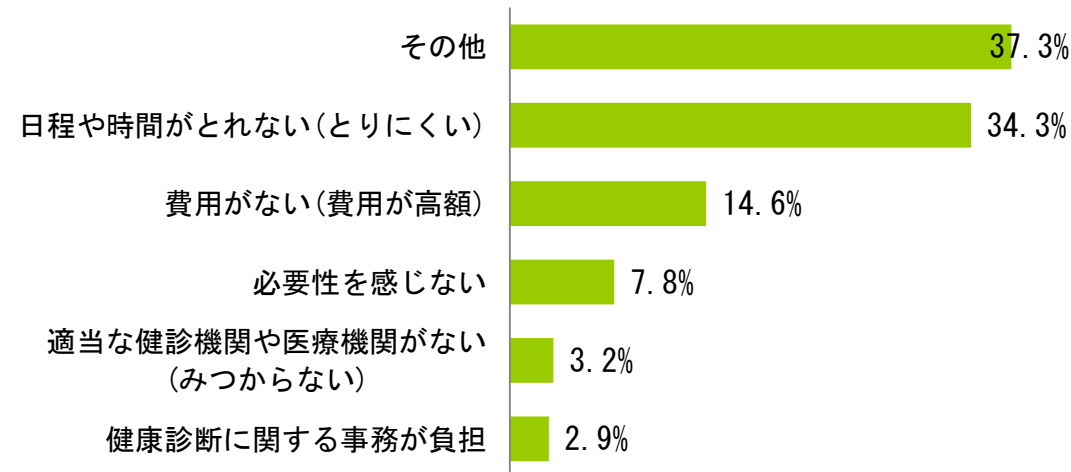
業種別の回答結果



(Q19で「5.実施していない」と回答した場合のみお答えください。)

Q20 従業員のがん検診を実施しなかった理由は何ですか？（1つ選択）

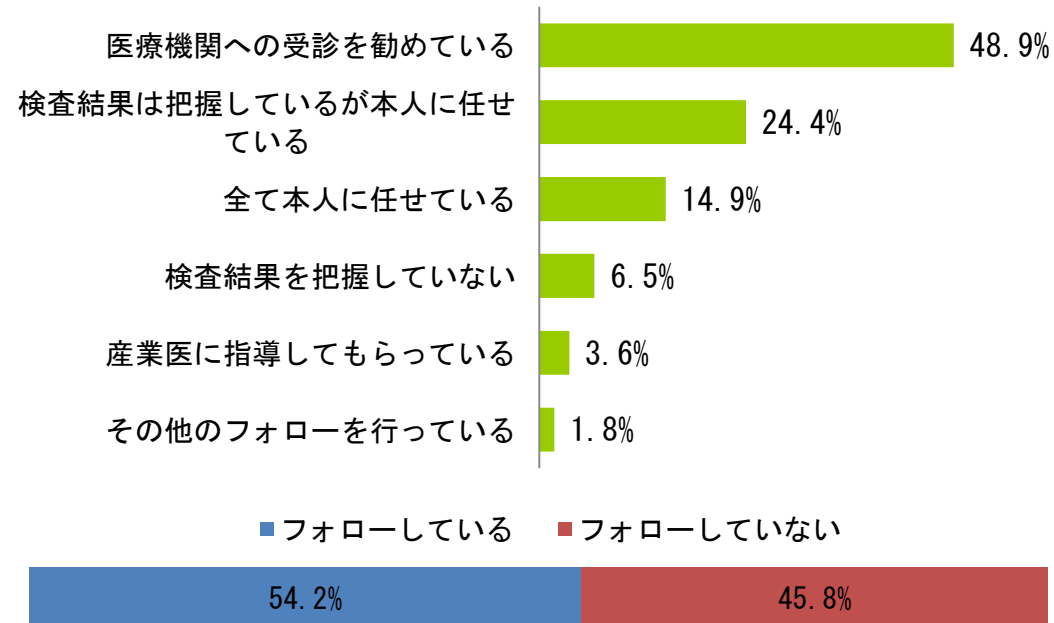
n=864



(Q19で「1~4」と回答した場合のみお答えください。)

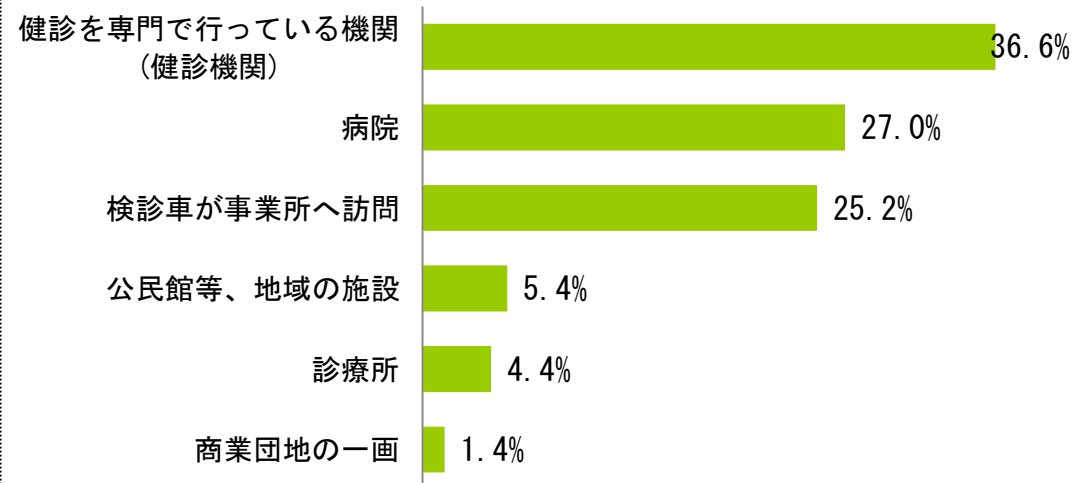
Q21 がん検診により「要治療」又は「要精密検査」と判定された従業員のフォローはどうされていますか？（1つ選択）

n=1013



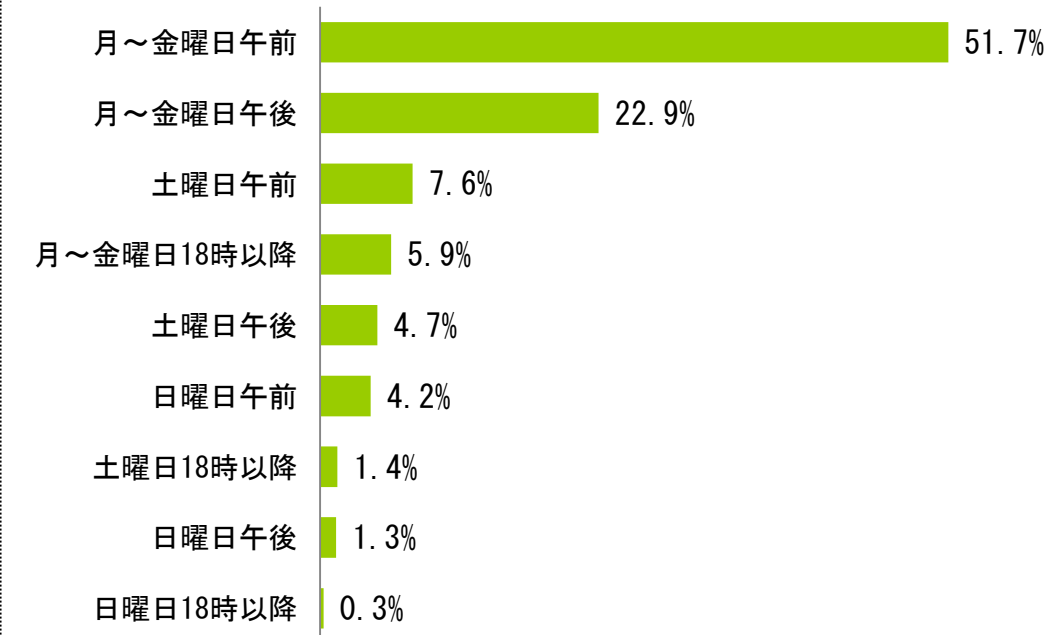
Q22 健診はどういった場所（機関）であれば実施しやすいですか？（1つ選択）

n=1845



Q23 御社の従業員が健診を受け易い日程はどれですか？（1つ選択）

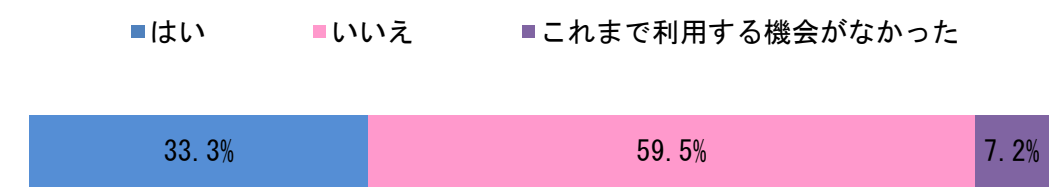
n=1827



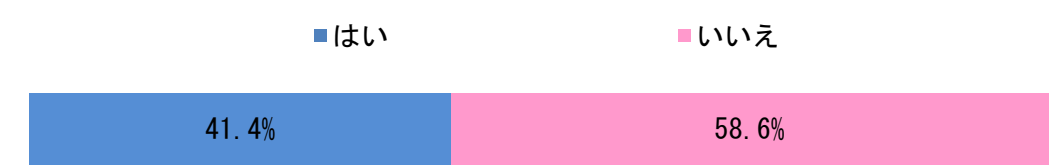
Q24 「特定保健指導」という言葉を聞いたことがありますか？
n=1889



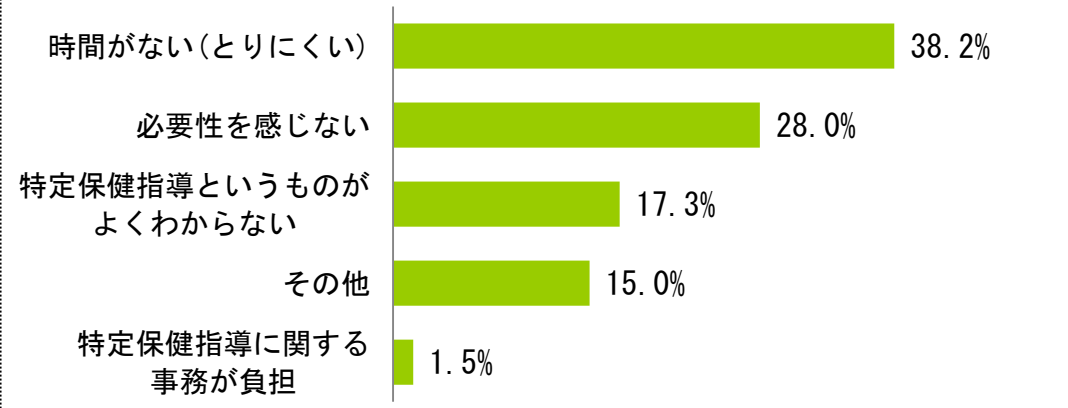
Q25 御社では協会けんぽの特定保健指導を利用したことがありますか？
n=1887



(Q25で「2.いいえ」と回答した場合のみお答えください。)
Q26 機会があれば特定保健指導を受け入れてみたいと思いますか？
n=1104



(Q26で「2.いいえ」と回答した場合のみお答えください。)
Q27 特定保健指導を受け入れない理由は何ですか？（1つ選択）
n=654



Q28 労働安全衛生法上の定期健康診断結果を協会けんぽへ提供すれば無料で特定保健指導を受けられることをご存知ですか？
n=1878



Q29 ご加入者本人（被保険者）の健康保険証は退職日の翌日（資格喪失日）から使用できないということをご存知ですか？
n=1877

■ はい

■ いいえ

93.8%

6.2%

Q30 ご加入者家族（被扶養者）が就職等で新たに健康保険証ができた場合には、被扶養者としての健康保険証は使用できないということをご存知ですか？
n=1894

■ はい

■ いいえ

95.1%

4.9%

Q31 被保険者、被扶養者の使用できなくなった健康保険証は事業主が回収し返却しなければならないことをご存知ですか？
n=1895

■ はい

■ いいえ

95.8%

4.2%

Q32 使用できない健康保険証を医療機関へ提示して受診した場合、被保険者に医療費の返還が求められることをご存知ですか？
n=1890

■ はい

■ いいえ

86.3%

13.7%

Q33 医療機関へ受診する場合、受診の都度（月に1度ではありません）、健康保険証を提示しなければならないことをご存知ですか？
n=1889

■ はい

■ いいえ

79.7%

20.3%

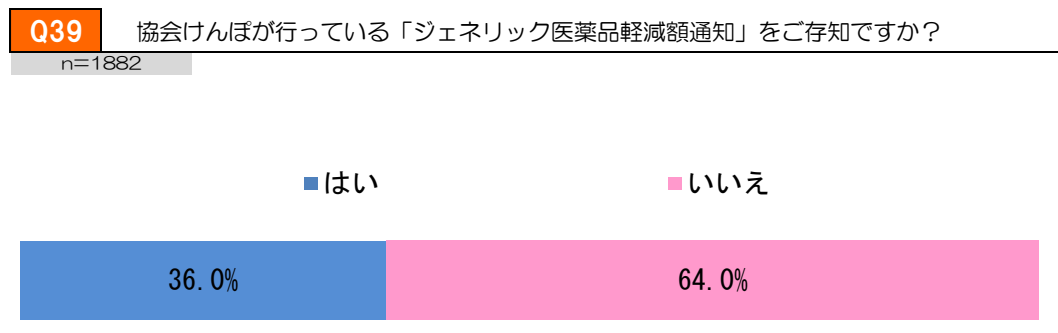
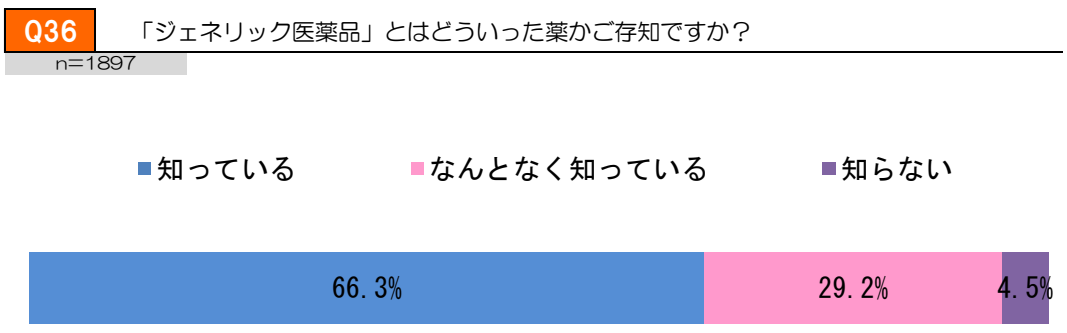
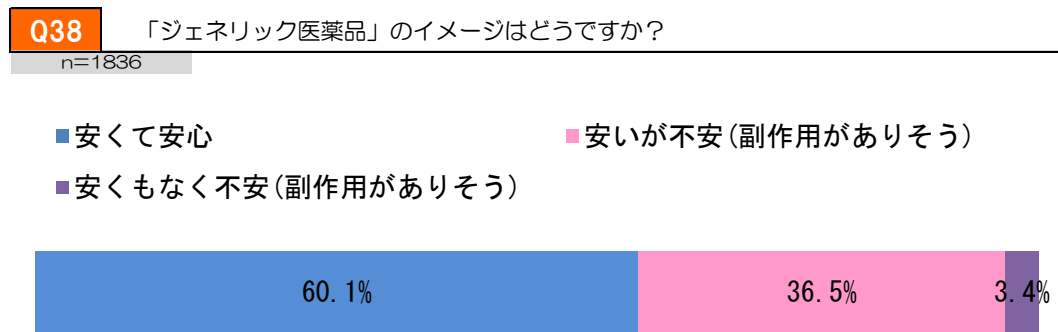
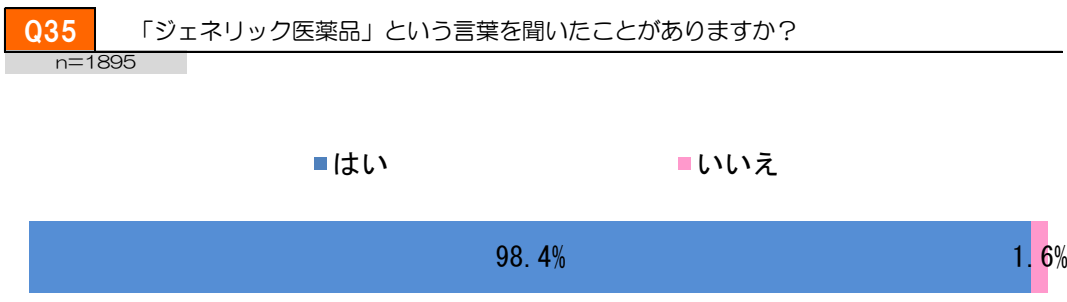
Q34 交通事故等、第三者の行為による負傷等で健康保険証を医療機関へ提示して受診した場合、協会けんぽへその旨の届出を行わなければならないことをご存知ですか？
n=1887

■ はい

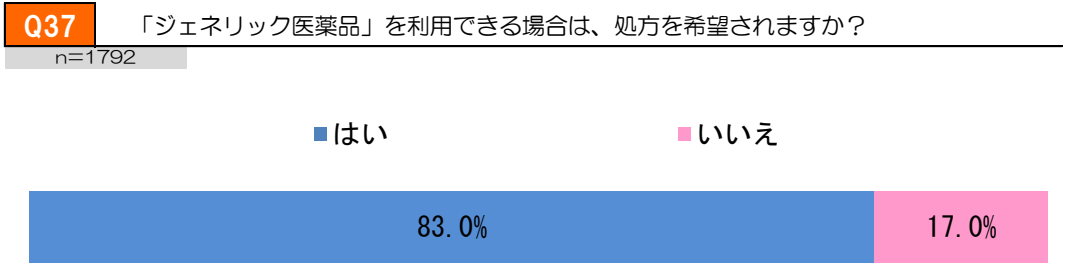
■ いいえ

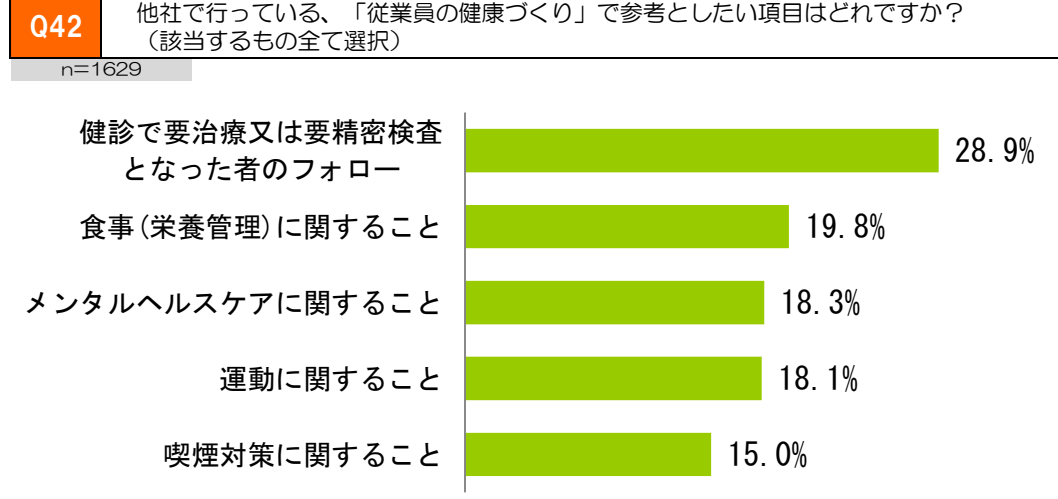
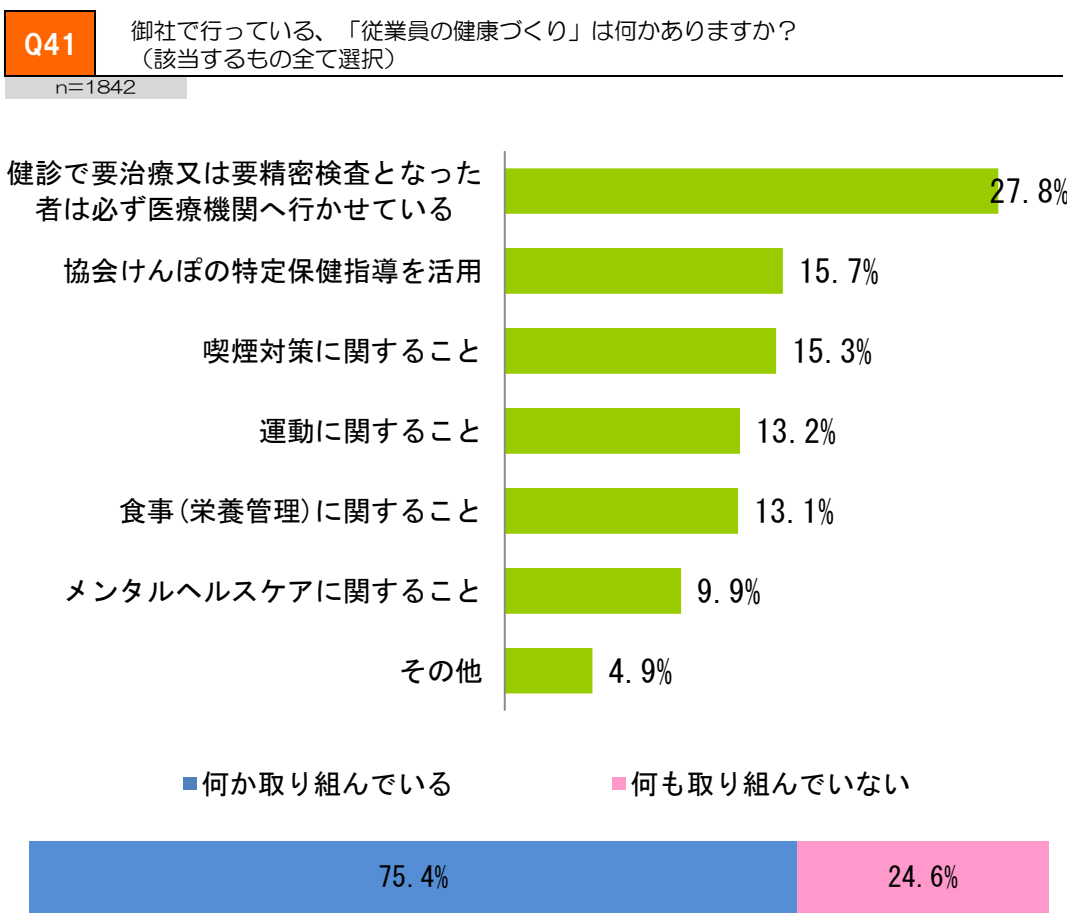
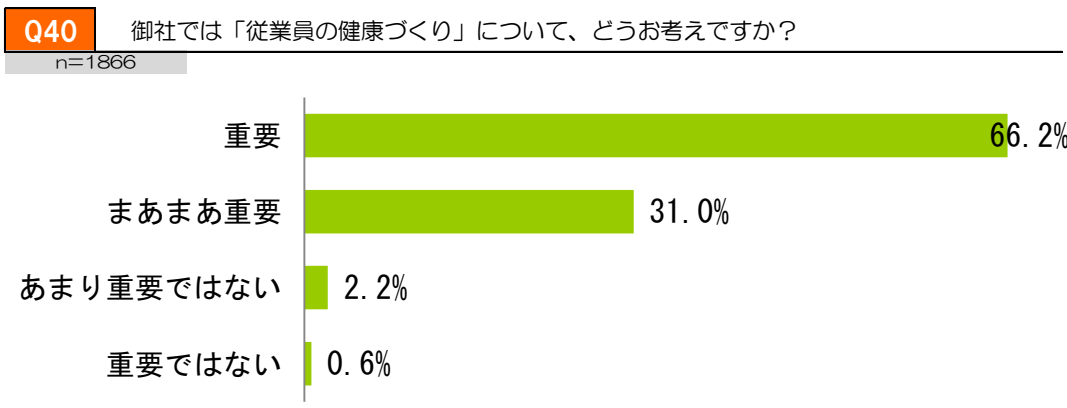
52.0%

48.0%



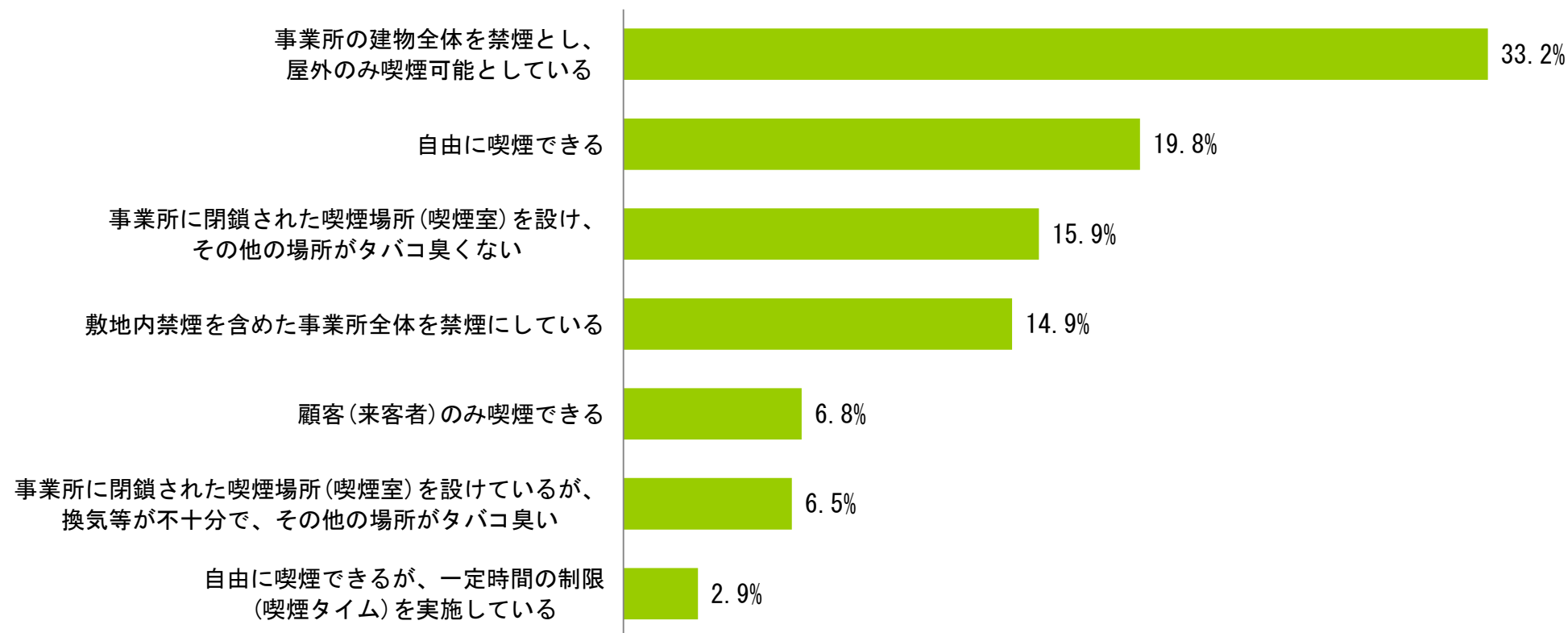
(Q36で「1.知っている」又は「2.なんとなく知っている」と回答した場合のみお答えください。)





Q43 御社での喫煙状況は次のうちどれですか？（1つ選択）

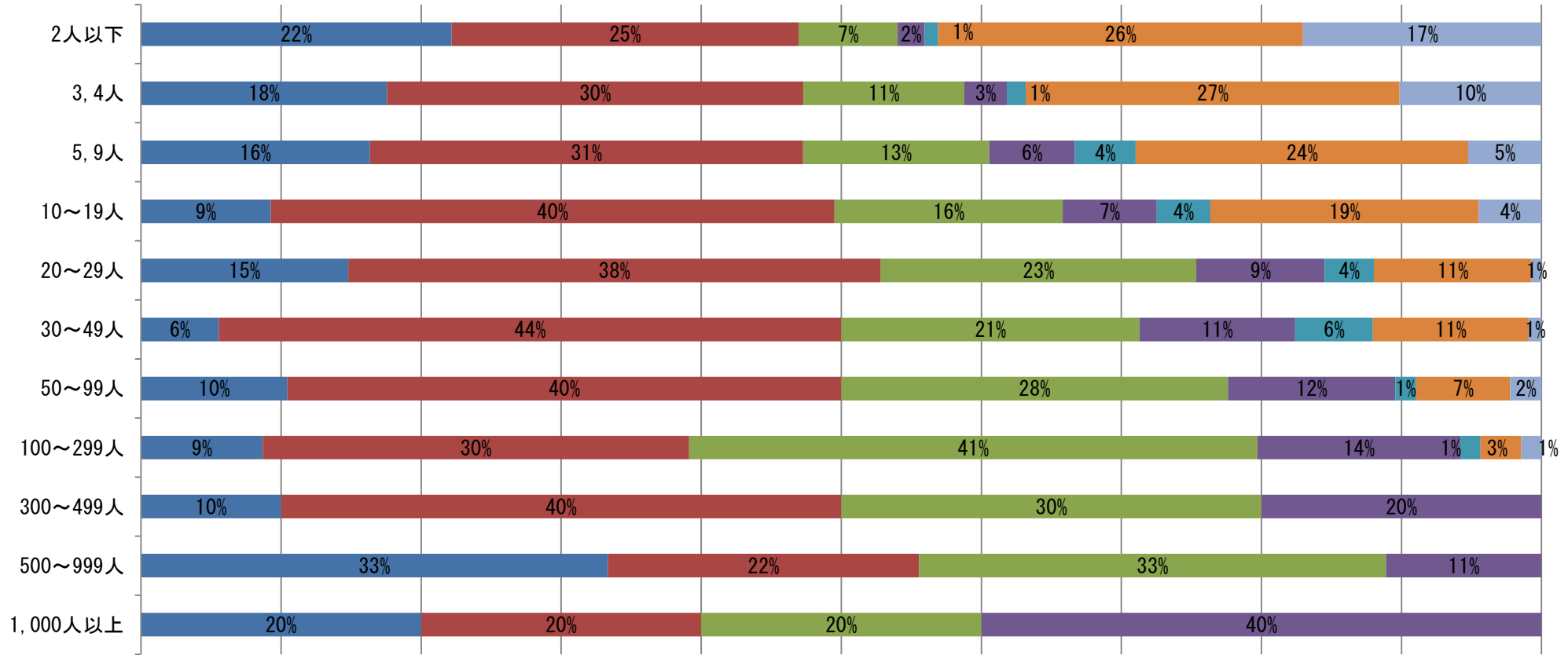
n=1857



Q43 御社での喫煙状況は次のうちどれですか？（1つ選択）
n=1857

規模別の回答結果

- 敷地内禁煙を含めた事業所全体を禁煙にしている
- 事業所の建物全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている
- 事業所に閉鎖された喫煙場所（喫煙室）を設け、その他の場所がタバコ臭くない
- 事業所に閉鎖された喫煙場所（喫煙室）を設けているが、換気等が不十分で、その他の場所がタバコ臭い
- 自由に喫煙できるが、一定時間の制限（喫煙タイム）を実施している
- 自由に喫煙できる
- 顧客（来客者）のみ喫煙できる

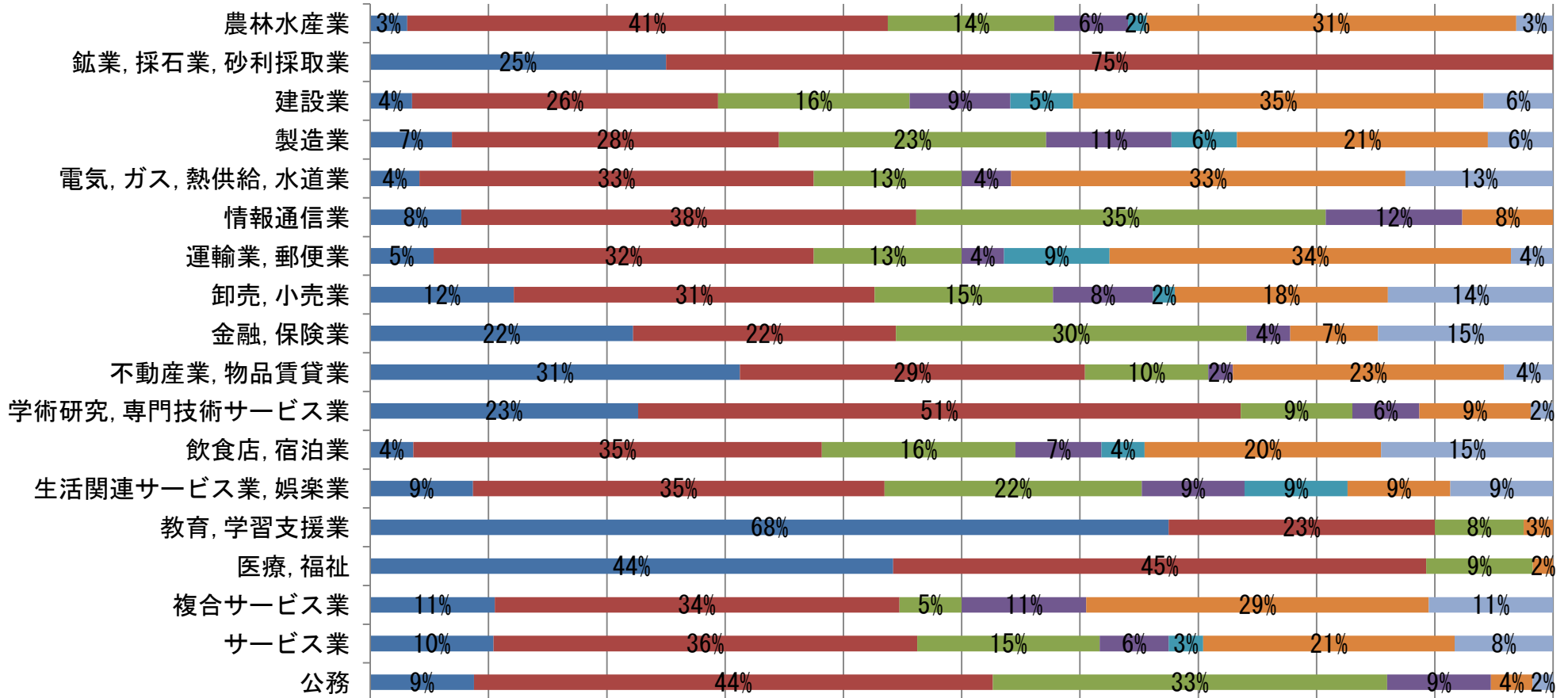


規模が大きくなると喫煙対策を行う割合が増える

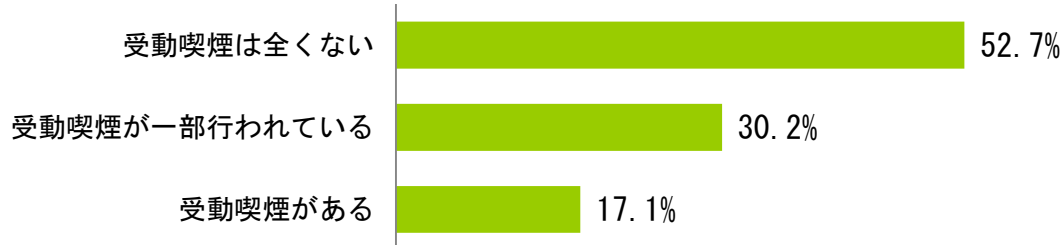
Q43 御社での喫煙状況は次のうちどれですか？（1つ選択）
n=1857

業種別の回答結果

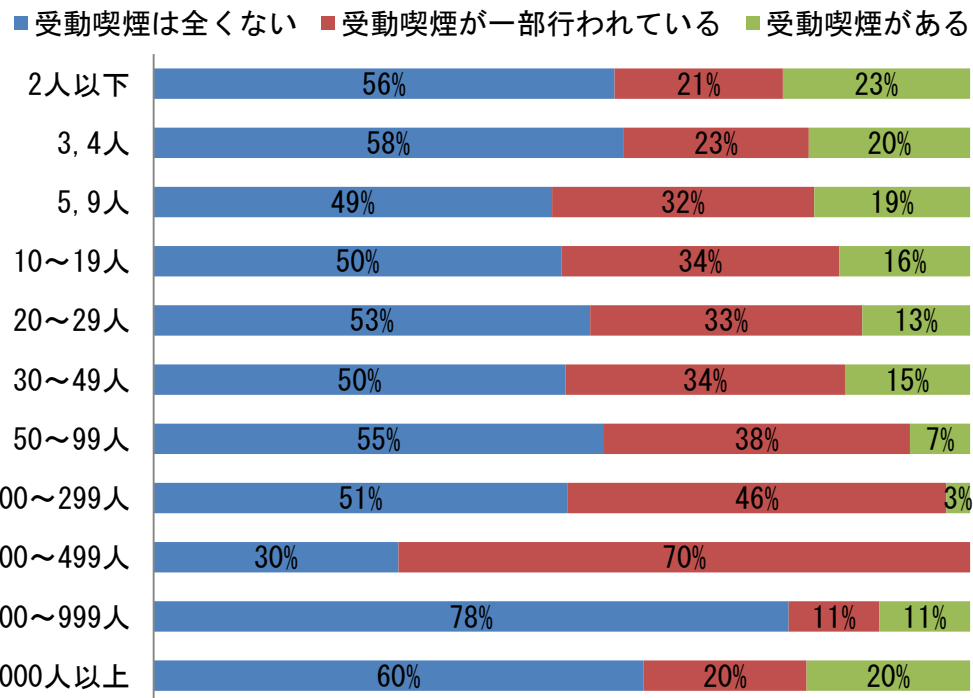
- 敷地内禁煙を含めた事業所全体を禁煙にしている
- 事業所の建物全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている
- 事業所に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設け、その他の場所がタバコ臭くない
- 事業所に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設けているが、換気等が不十分で、その他の場所がタバコ臭い
- 自由に喫煙できるが、一定時間の制限(喫煙タイム)を実施している
- 自由に喫煙できる
- 顧客(来客者)のみ喫煙できる



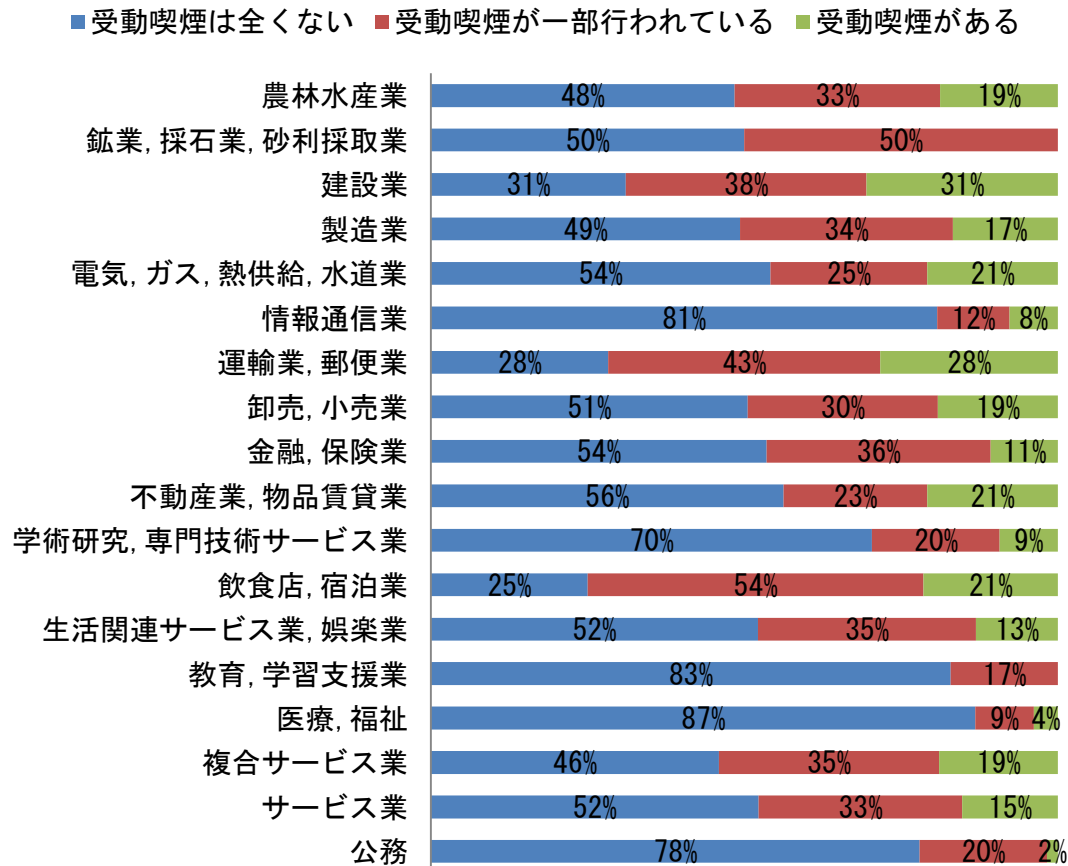
Q44 他人のタバコの煙を吸引することを「受動喫煙」と言いますが、御社では受動喫煙が行われる環境にありますか？
n=1873



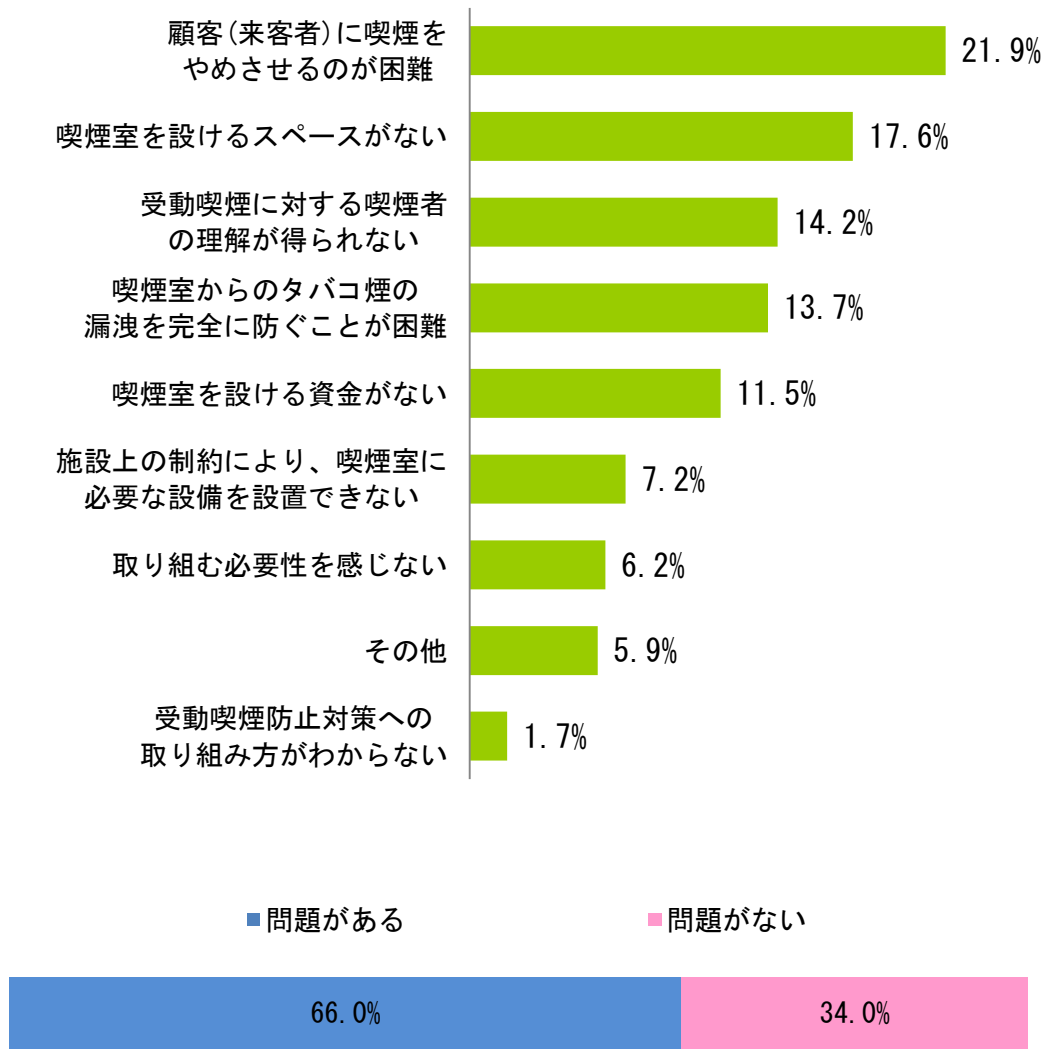
規模別の回答結果



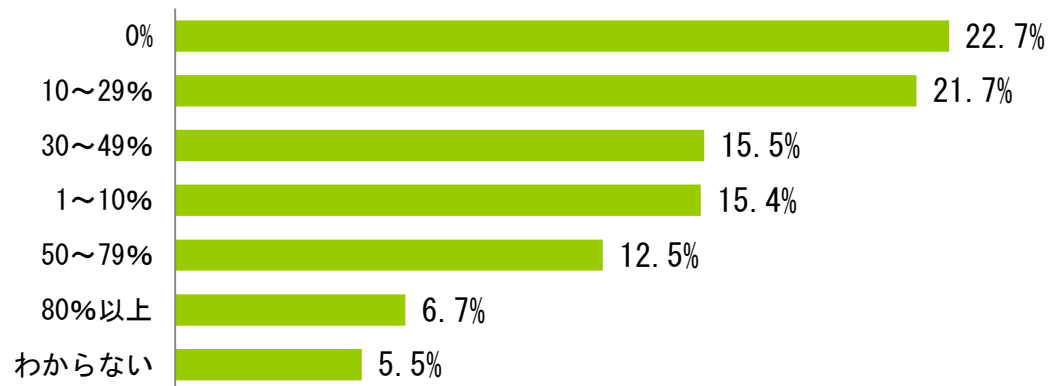
業種別の回答結果



Q45 受動喫煙を防止するための取り組みを進めるにあたり、御社ではどのような問題がありますか？（3つまで選択）
 n=1752

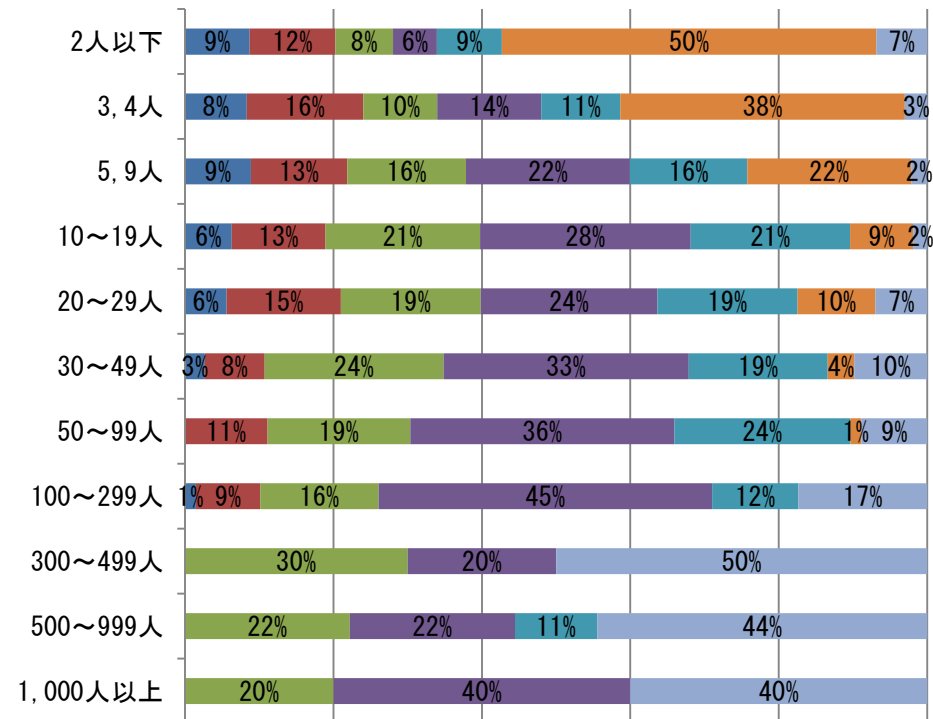


Q46 御社では喫煙者の割合はどれくらいですか？
n=1884



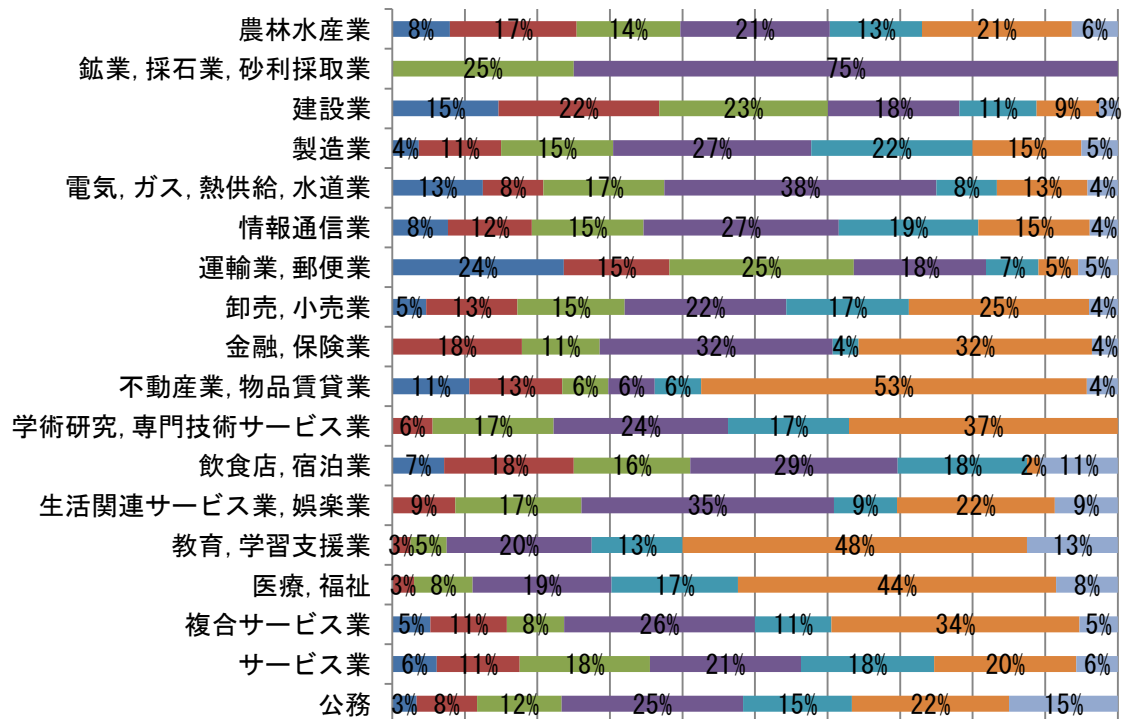
規模別の回答結果

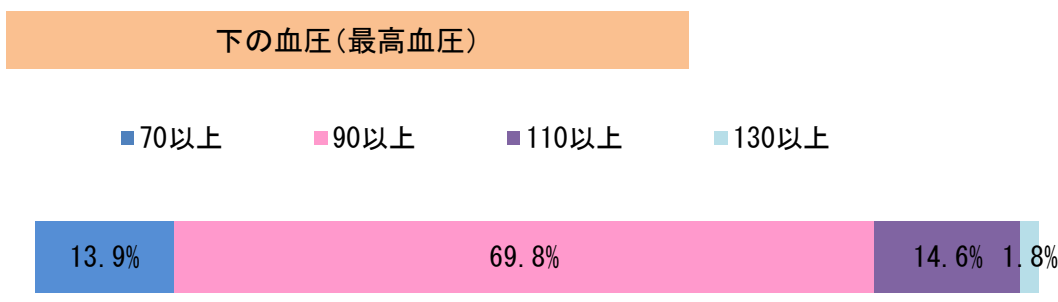
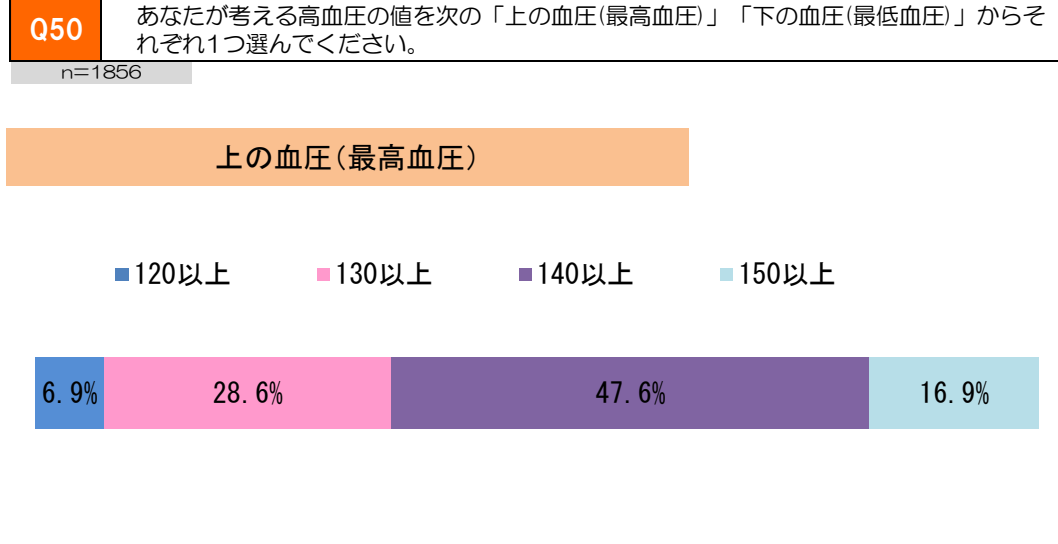
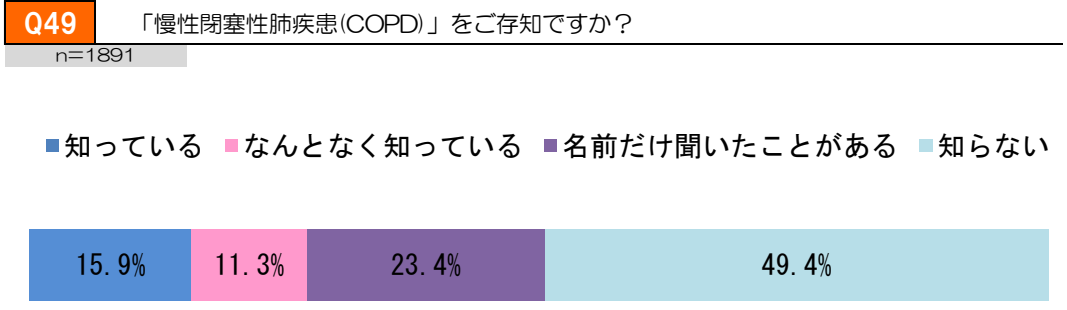
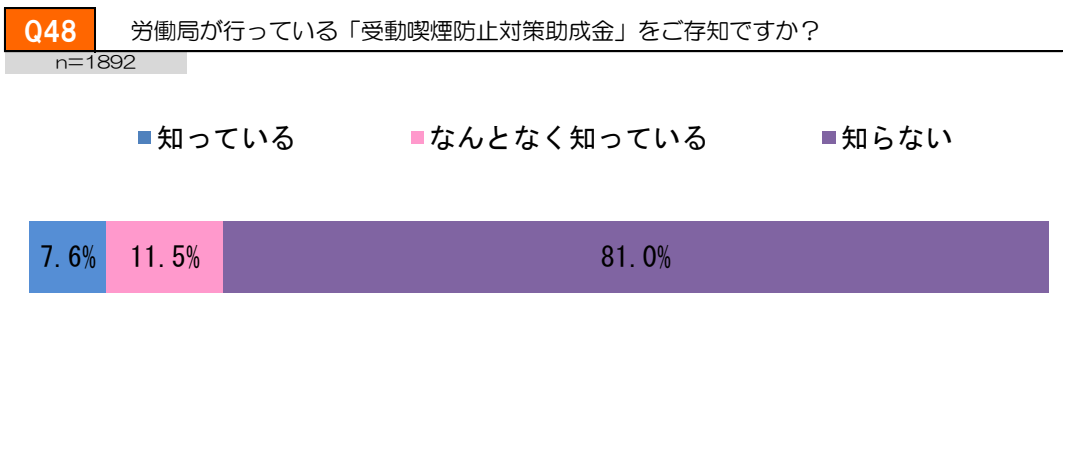
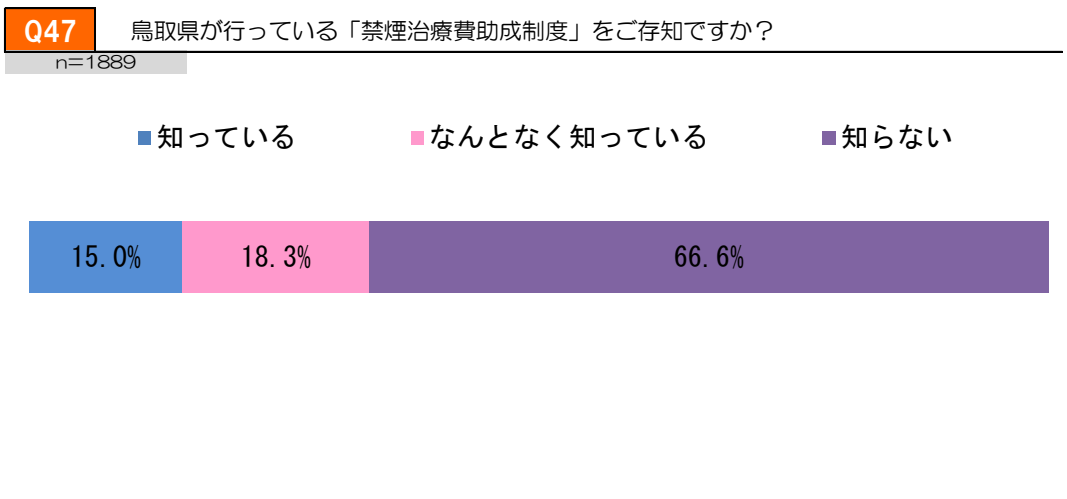
80%以上 50～79% 30～49% 10～29% 1～10% 0% わからない



業種別の回答結果

80%以上 50～79% 30～49% 10～29% 1～10% 0% わからない





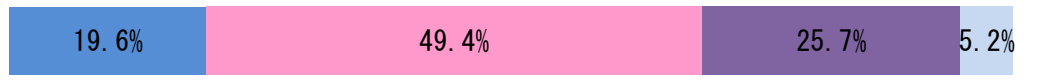
Q51 健診結果、血圧の値が「要治療」又は「要精密検査」と判定された場合、あなたならどうしますか？（1つ選択）
n=1884

- すぐに医療機関を受診する
- 次の健診まで様子を見る
- 血圧の高い低いで医療機関を受診する気はない



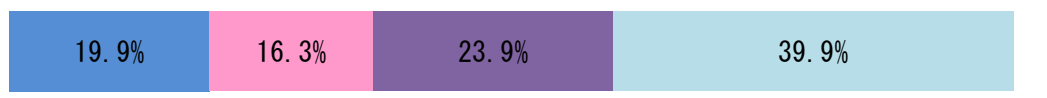
Q52 高血圧が原因となって引き起こす病気を知っていますか？
n=1889

- 病気を引き起こす仕組みまで知っている
- 病気を引き起こす仕組みまでは知らないが、病名が1つ以上言える
- 病気は知らないが、どういった病気になるのかイメージできる
- 知らない



Q53 慢性腎臓病（CKD）という病気をご存知ですか？
n=1887

- 知っている
- 名前だけ聞いたことがある
- なんとなく知っている
- 知らない

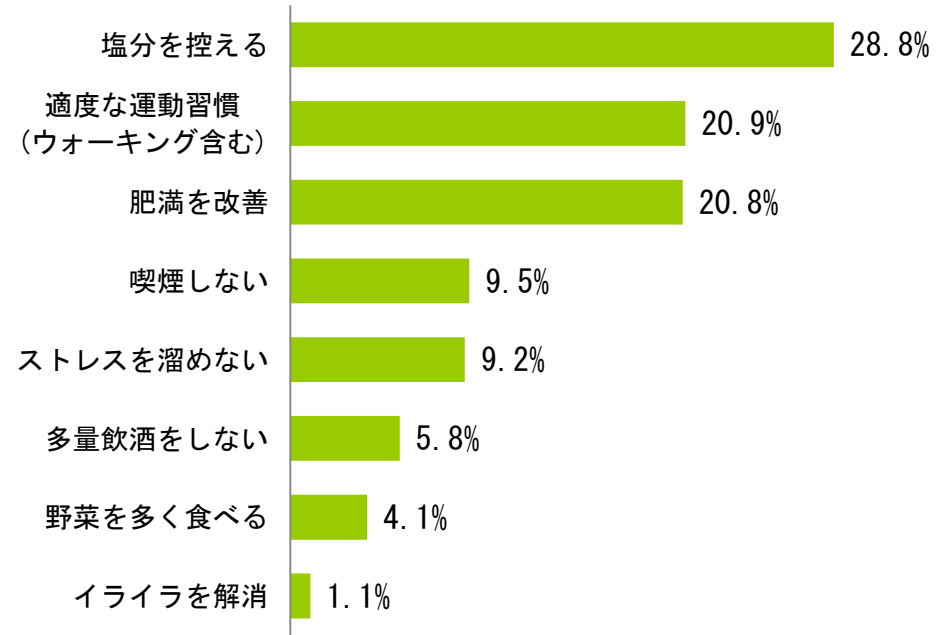


（Q53で「1.知っている」又は「2.なんとなく知っている」と回答した場合のみお答えください。）
Q54 高血圧は慢性腎臓病（CKD）の原因の1つだと言われていることをご存知ですか？
n=677

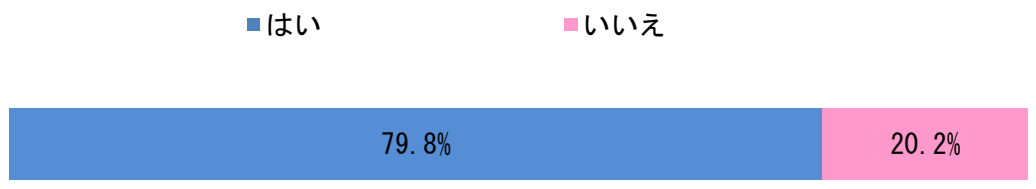
- はい
- いいえ



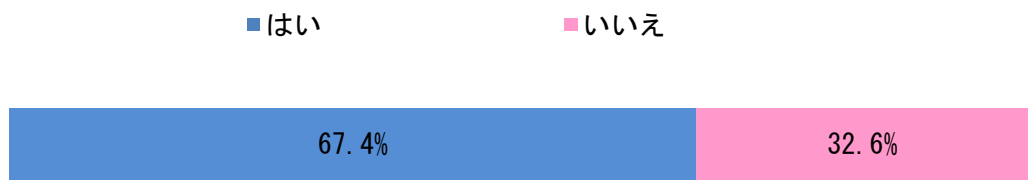
Q55 高血圧を改善するために必要なことは何だと思えますか？（3つまで選択）
n=1884



Q56 健康保険料は都道府県毎に設定されることをご存知ですか？
n=1889

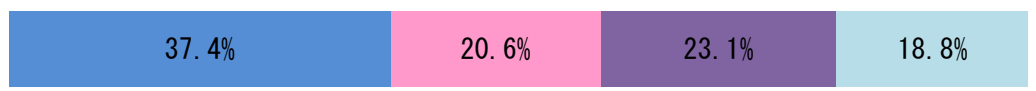


Q57 協会けんぽ加入者の医療費が低くなればその分だけ健康保険料率も低くなることをご存知ですか？
n=1885

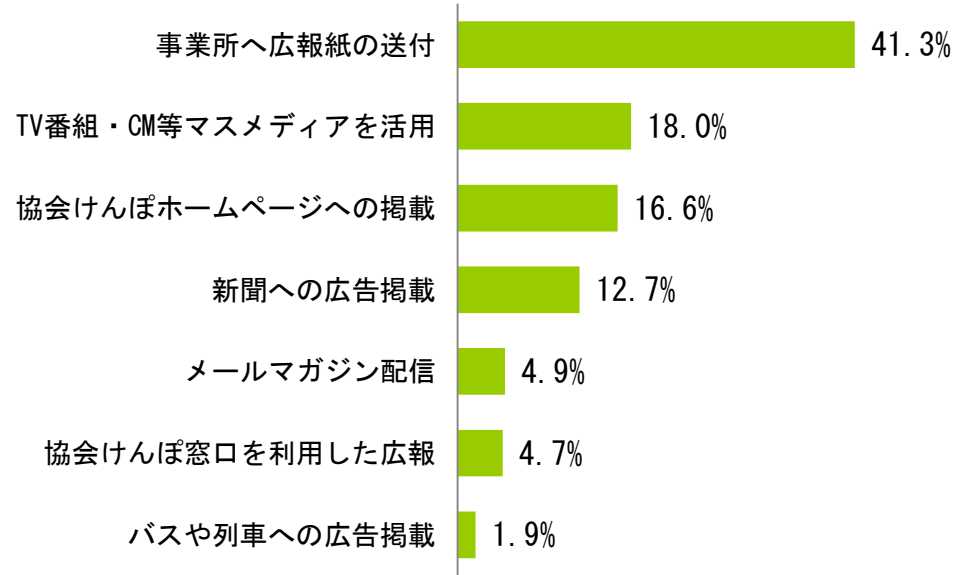


Q58 協会けんぽから定期的に広報物をお送りしていますが、御社において、どのようにご活用されていますか？（1つ選択）
n=1871

- 職員に回覧している
- 事業所内の掲示板等へ掲示している
- 従業員から質問があったときのみ見るようにしている
- 全く活用していない

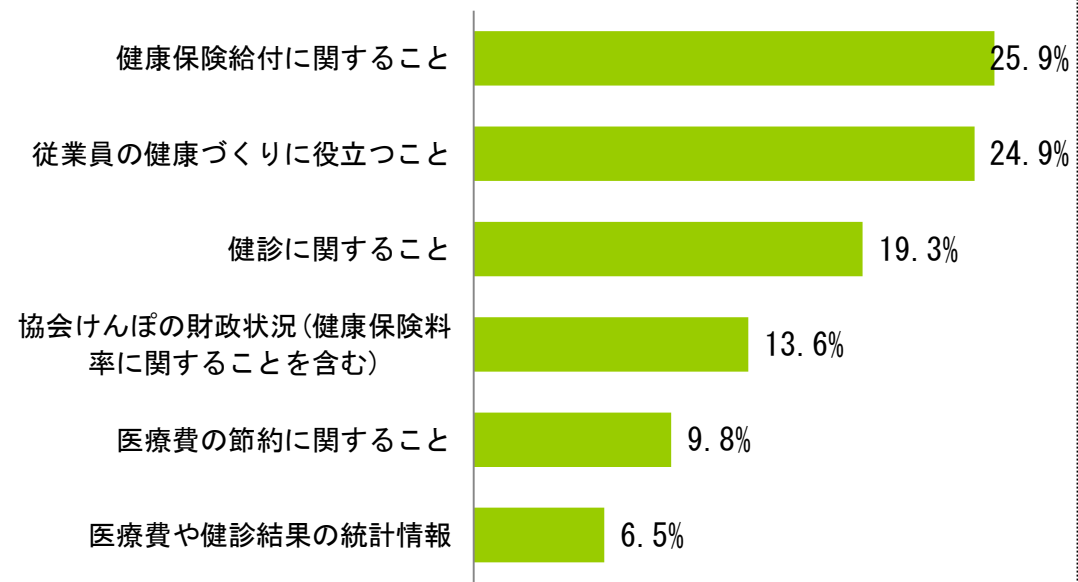


Q59 協会けんぽが行う広報の方法として適当なものは次のうちどれですか？（2つまで選択）
n=1808



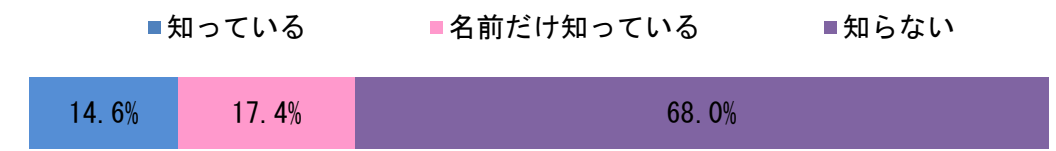
Q60 協会けんぽホームページで知りたい情報は何ですか？（2つ選択）

n=1794



Q61 鳥取県のシステム「ケータイでウォーキングシステム 【とりっぽ（歩）】」をご存知ですか？

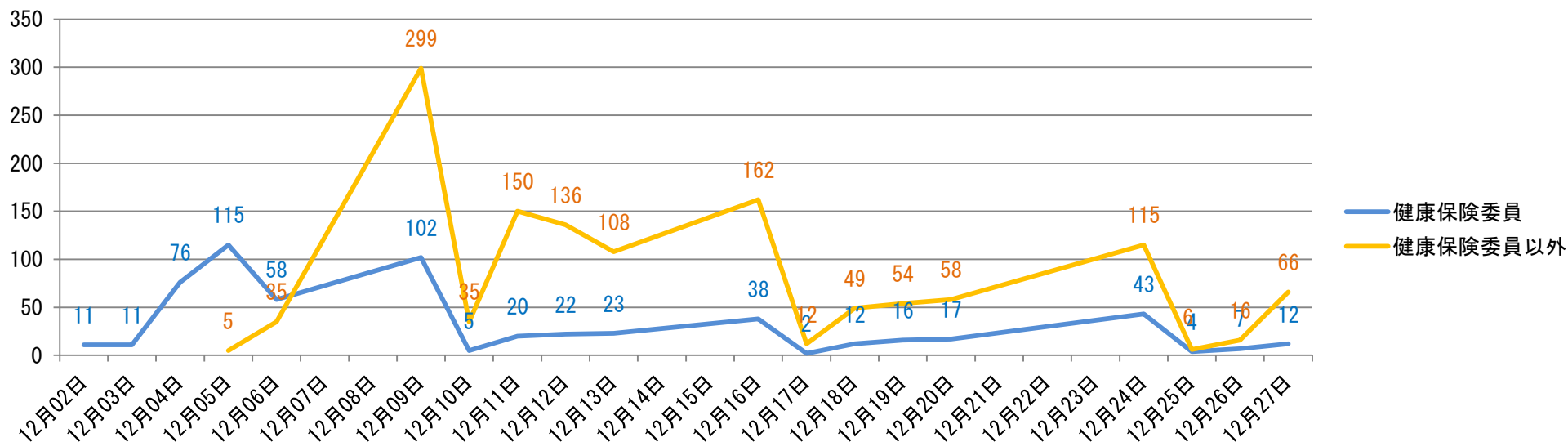
n=1890



【参考】

回収枚数の経過

- 11月27日 健康保険委員あて発送開始
- 12月3日 健康保険委員以外あて発送開始



事業所名称記載の有無

※事業所名称の記載は任意としていた

事業所名称記載あり	事業所名称記載なし
650	1,250

●アンケートに対するご意見（アンケート回答用紙へ記入されていたご意見） 計2件

- 負担になるので、今後は他の方法で実施してほしい。
- 今までこんな多い設問の用紙が届く役所は知りません。せいぜい10問です。



アンケート設問用紙

※実物は各ページA4 サイズ

アンケート 設問用紙

当てはまる番号を『アンケート回答用紙』へご記入ください。

Q1 御社の従業員数は何名ですか？（平成25年10月1日現在）

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|--------------|
| 1. 2人以下 | 4. 10～19人 | 7. 50～99人 | 10. 500～999人 |
| 2. 3、4人 | 5. 20～29人 | 8. 100～299人 | 11. 1,000人以上 |
| 3. 5～9人 | 6. 30～49人 | 9. 300～499人 | |

Q2 御社の業種は何ですか？（平成25年10月1日現在）

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 農林水産業 | 10. 不動産業,物品賃貸業 |
| 2. 鉱業,採石業,砂利採取業 | 11. 学術研究,専門技術サービス業 |
| 3. 建設業 | 12. 飲食店,宿泊業 |
| 4. 製造業 | 13. 生活関連サービス業,娯楽業 |
| 5. 電気,ガス,熱供給,水道業 | 14. 教育,学習支援業 |
| 6. 情報通信業 | 15. 医療,福祉 |
| 7. 運輸業,郵便業 | 16. 複合サービス業 |
| 8. 卸売,小売業 | 17. サービス業 |
| 9. 金融,保険業 | 18. 公務 |

Q3 御社の所在地はどこですか？（平成25年10月1日現在）

- | | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 東部 | 中部 | 西部 | |
| 1. 鳥取市 | 6. 倉吉市 | 11. 米子市 | 16. 伯耆町 |
| 2. 岩美町 | 7. 湯梨浜町 | 12. 境港市 | 17. 日南町 |
| 3. 若桜町 | 8. 三朝町 | 13. 日吉津村 | 18. 日野町 |
| 4. 智頭町 | 9. 琴浦町 | 14. 大山町 | 19. 江府町 |
| 5. 八頭町 | 10. 北栄町 | 15. 南部町 | |

Q4 御社が健康保険に加入されたのはいつですか？（平成25年10月1日現在）

- | | |
|----------|------------|
| 1. 1年未満 | 4. 5～10年前 |
| 2. 1～2年前 | 5. 10～29年前 |
| 3. 3～4年前 | 6. 30年以上前 |

Q5 健康保険について実施してほしい研修のレベルどれですか？（1つ選択）

1. 初級（社会保険担当になったばかりの方向け。従業員から相談があった場合に困らない程度）
2. 中級（制度や手続きを何回か経験した方向け。自信を持って従業員の相談に答えられる程度）
3. 上級（ベテラン社会保険担当者向け。レアなケースにも対応できる程度）

Q6 健康保険について受けてみたい研修の内容は？（3つまで選択）

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 傷病手当金 | 10. 健康保険証（高齢受給者証） |
| 2. 出産手当金 | 11. 交通事故に遭った場合の手続き |
| 3. 高額療養費 | 12. 入院する場合に利用できる制度 |
| 4. 限度額適用認定証 | 13. 出産する場合に利用できる制度 |
| 5. 埋葬料 | 14. 健康保険証を無くした場合の対応 |
| 6. 出産育児一時金 | |
| 7. 療養費 | |
| 8. 柔道整復療養費 | |
| 9. 任意継続被保険者 | |

Q7 Q6の他、開催されれば受けてみたい研修の内容は何ですか？（3つまで選択）

- | | | |
|--------------|---------------|------------------|
| 1. 健康保険料の使い道 | 7. 糖尿病に関すること | 13. ハラスメント対策 |
| 2. 健診結果の見方 | 8. 歯の病気に関すること | 14. 医療費の節約術 |
| 3. がん予防対策 | 9. 健診後のサポート | 15. 労働(通勤)災害の手続き |
| 4. 喫煙対策 | 10. 適度な運動方法 | 16. 雇用保険の手続き |
| 5. アルコールの害 | 11. バランスの良い食事 | 17. 年金の手続き |
| 6. 高血圧に関すること | 12. メンタルヘルスケア | 18. 労働基準法に関すること |

Q8 協会けんぽが開催する研修の適当な時期を次から選んでください（1つ選択）

	4月	5月	6月	7月	8月
初旬	1	4	7	10	13
中旬	2	5	8	11	14
下旬	3	6	9	12	15

Q9 労働安全衛生法で義務付けられている定期健康診断を平成24年度に実施しましたか？

1. はい
2. いいえ

(Q9で「2.いいえ」と回答した場合のみお答えください。)

Q10 定期健康診断を実施しなかった理由は何ですか？（1つ選択）

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1. 費用がない（費用が高額） | 4. 健康診断に関する事務が負担 |
| 2. 適当な健診機関や医療機関がない（見つからない） | 5. 必要性を感じない |
| 3. 日程や時間がとれない（とりにくい） | 6. その他 |

(Q9で「1.はい」と回答した場合のみお答えください。)

Q11 定期健康診断により「要治療」又は「要精密検査」と判定された従業員のフォローはどのようにしていますか？（1つ選択）

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 検査結果を把握していない | 4. 医療機関への受診を勧めている |
| 2. 検査結果は把握しているが本人に任せている | 5. その他のフォローを行っている |
| 3. 産業医に指導してもらっている | 6. 全て本人に任せている |

(Q9で「1.はい」と回答した場合のみお答えください。)

Q12 平成24年度の定期健康診断には協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用しましたか？

- はい
- いいえ

(Q12で「2.いいえ」と回答した場合のみお答えください。)

Q13 協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用しなかった理由は何ですか？（1つ選択）

- | | |
|----------------------------|------------------------------------|
| 1. 費用がない（費用が高額） | 6. 生活習慣病予防健診を知らない |
| 2. 適当な健診機関や医療機関がない（見つからない） | 7. 生活習慣病予防健診が定期健康診断として利用できることを知らない |
| 3. 日程や時間がとれない（とりにくい） | 8. 人間ドックを利用している |
| 4. 健康診断に関する事務が負担 | 9. その他 |
| 5. 必要性を感じない | |

Q14 協会けんぽの生活習慣病予防健診の加入者負担は協会けんぽから補助があり、がん検診を入れても『1人当たり最高6,843円』で受けることができるをご存知ですか？

- はい
- いいえ

Q15 協会けんぽの生活習慣病予防健診は労働安全衛生法で事業主様に義務付けられている定期健康診断として利用できるをご存知ですか？

- はい
- いいえ

Q16

協会けんぽの生活習慣病予防健診にはがん検診項目が含まれていることをご存知ですか？

- はい
- いいえ

「協会けんぽの生活習慣病予防健診」については12ページをご覧ください。（Q16までご回答後ご覧ください。）

(Q12で「1.はい」と回答した場合のみお答えください。)

Q17 生活習慣病予防健診を実施した事業所へはステッカーを配布していますが活用されていますか？

- はい
- いいえ
- 配布していることを知らない



(Q17で「いいえ」と回答した場合のみお答えください。)

Q18 ステッカーを活用していない理由は何ですか？（1つ選択）

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. ステッカーの必要性を感じない | 3. 貼る場所がない |
| 2. 貼るのが面倒 | 4. デザインがいまいち |

Q19

平成24年度に従業員のがん検診を実施しましたか？（1つ選択）

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用して実施した
- 人間ドックを利用して実施した
- 市町村が行うがん検診を利用して実施した
- その他の検診を利用して実施した
- 実施していない

(Q19で「5.実施していない」と回答した場合のみお答えください。)

Q20 従業員のがん検診を実施しなかった理由は何ですか？（1つ選択）

- 費用がない（費用が高額）
- 適当な健診機関や医療機関がない（見つからない）
- 日程や時間がとれない（とりにくい）
- 健康診断に関する事務が負担
- 必要性を感じない
- その他

(Q19で「1～4」と回答した場合のみお答えください。)

Q21 がん検診により「要治療」又は「要精密検査」と判定された従業員のフォローはどうされていますか？（1つ選択）

1. 検査結果を把握していない
2. 検査結果は把握しているが本人に任せている
3. 産業医に指導してもらっている
4. 医療機関への受診を勧めている
5. その他のフォローを行っている
6. 全て本人に任せている

Q22 健診はどういった場所（機関）であれば実施しやすいですか？（1つ選択）

1. 健診を専門で行っている機関（健診機関）
2. 病院
3. 診療所
4. 公民館等、地域の施設
5. 商業団地の一画
6. 検診車が事業所へ訪問

Q23 御社の従業員が健診を受け易い日程はどれですか？（1つ選択）

	午前	午後	18時以降
月～金曜日	1	2	3
土曜日	4	5	6
日曜日	7	8	9

Q24 「特定保健指導」という言葉を聞いたことがありますか？

1. はい
2. いいえ

Q25 御社では協会けんぽの特定保健指導を利用したことがありますか？

1. はい
2. いいえ
3. これまで利用する機会がなかった

「特定保健指導」については12ページをご覧ください。
 (Q25までご回答後ご覧ください。)

(Q25で「2, いいえ」と回答した場合のみお答えください。)

Q26 機会があれば特定保健指導を受け入れてみたいと思いますか？

1. はい
2. いいえ

(Q26で「2, いいえ」と回答した場合のみお答えください。)

Q27 特定保健指導を受け入れない理由は何ですか？（1つ選択）

1. 必要性を感じない
2. 時間がない（とりにくい）
3. 特定保健指導に関する事務が負担
4. 特定保健指導というものがよくわからない
5. その他

Q28 労働安全衛生法上の定期健康診断結果を協会けんぽへ提供すれば無料で特定保健指導を受けられることをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q29 ご加入者本人（被保険者）の健康保険証は退職日の翌日（資格喪失日）から使用できないということをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q30 ご加入者家族（被扶養者）が就職等で新たに健康保険証ができた場合には、被扶養者としての健康保険証は使用できないということをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q31 被保険者、被扶養者の使用できなくなった健康保険証は事業主が回収し返却しなければならいことをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q32 使用できない健康保険証を医療機関へ提示して受診した場合、被保険者に医療費の返還が求められることをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q33 医療機関へ受診する場合、受診の都度（月に1度ではありません）、健康保険証を提示しなければならないことをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q34 交通事故等、第三者の行為による負傷等で健康保険証を医療機関へ提示して受診した場合、協会けんぽへその旨の届出を行わなければならないことをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q35 「ジェネリック医薬品」という言葉を聞いたことがありますか？

1. はい
2. いいえ

Q36 「ジェネリック医薬品」とはどのような薬をご存知ですか？

1. 知っている
2. なんとなく知っている
3. 知らない

（Q36で「1.知っている」又は「2.なんとなく知っている」と回答した場合のみお答えください。）

Q37 「ジェネリック医薬品」を利用できる場合は、処方希望されますか？

1. はい
2. いいえ

Q38 「ジェネリック医薬品」のイメージはどうか？

1. 安くて安心
2. 安いが不安（副作用がありそう）
3. 安くもなく不安（副作用がありそう）

Q39 協会けんぽが行っている「ジェネリック医薬品軽減額通知」をご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

「ジェネリック医薬品」「ジェネリック医薬品軽減額通知」については12ページをご覧ください。（Q39までご回答後ご覧ください。）

Q40 御社では「従業員の健康づくり」について、どうお考えですか？

1. 重要
2. まあまあ重要
3. あまり重要ではない
4. 重要ではない

Q41 御社で行っている、「従業員の健康づくり」は何かありますか？（該当するもの全て選択）

1. 協会けんぽの特定保健指導を活用
2. 健診で要治療又は要精密検査となった者は必ず医療機関へ行かせている
3. 運動に関すること
4. 食事（栄養管理）に関すること
5. メンタルヘルスケアに関すること
6. 喫煙対策に関すること
7. その他
8. ない

Q42 他社で行っている、「従業員の健康づくり」で参考としたい項目はどれですか？（該当するもの全て選択）

1. 健診で要治療又は要精密検査となった者のフォロー
2. メンタルヘルスケアに関すること
3. 喫煙対策に関すること
4. 運動に関すること
5. 食事（栄養管理）に関すること

Q43 御社での喫煙状況は次のうちどれですか？（1つ選択）

1. 敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている
2. 事業所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている
3. 事業所に閉鎖された喫煙場所（喫煙室）を設け、その他の場所がタバコ臭くない
4. 事業所に閉鎖された喫煙場所（喫煙室）を設けているが、換気等が不十分で、その他の場所がタバコ臭い
5. 自由に喫煙できるが、一定時間の制限（禁煙タイム）を実施している
6. 自由に喫煙できる
7. 顧客（来客者）のみ喫煙できる

Q44 他の人のタバコの煙を吸引することを「受動喫煙」と言いますが、御社では受動喫煙が行われる環境にありますか？

1. 受動喫煙は全くない
2. 受動喫煙が一部行われている
3. 受動喫煙がある

Q45 受動喫煙を防止するための取り組みを進めるにあたり、御社ではどのような問題がありますか？（3つまで選択）

1. 受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない
2. 喫煙室からのタバコ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難
3. 喫煙室を設けるスペースがない
4. 喫煙室を設ける資金がない
5. 施設上の制約により、喫煙室に必要な設備を設置できない
6. 受動喫煙防止対策への取り組み方がわからない
7. 顧客（来客者）に喫煙をやめさせるのが困難
8. 取り組む必要性を感じない
9. その他
10. 問題がない

Q46 御社では喫煙者の割合はどれくらいですか？

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 80%以上 | 4. 10～29% | 7. わからない |
| 2. 50～79% | 5. 1～10% | |
| 3. 30～49% | 6. 0% | |

Q47 鳥取県が行っている「禁煙治療費助成制度」をご存知ですか？

1. 知っている
2. なんとなく知っている
3. 知らない

「禁煙治療費助成制度」については12ページをご覧ください。
(Q47をご回答後ご覧ください。)

Q48 労働局が行っている「受動喫煙防止対策助成金」をご存知ですか？

1. 知っている
2. なんとなく知っている
3. 知らない

「受動喫煙防止対策助成金」については12ページをご覧ください。
(Q48をご回答後ご覧ください。)

Q49 「慢性閉塞性肺疾患(COPD)」をご存知ですか？

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 知っている | 3. 名前だけ聞いたことがある |
| 2. なんとなく知っている | 4. 知らない |

Q50 あなたが考える高血圧の値を次の「上の血圧(最高血圧)」「下の血圧(最低血圧)」からそれぞれ1つ選んでください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 上の血圧(最高血圧)mmHg | 下の血圧(最低血圧)mmHg |
| 1. 120 以上 | 5. 70 以上 |
| 2. 130 以上 | 6. 90 以上 |
| 3. 140 以上 | 7. 110 以上 |
| 4. 150 以上 | 8. 130 以上 |

正解は12ページをご覧ください。
(Q50をご回答後ご覧ください。)

Q51 健診結果、血圧の値が「要治療」又は「要精密検査」と判定された場合、あなたならどうしますか？（1つ選択）

1. すぐに医療機関を受診する
2. 次の健診まで様子を見る
3. 血圧の高い低いで医療機関を受診する気はない

Q52 高血圧が原因となって引き起こす病気を知っていますか？

1. 病気を引き起こす仕組みまで知っている
2. 病気を引き起こす仕組みまでは知らないが、病名が1つ以上言える
3. 病名は知らないが、どういった病気になるのかイメージできる
4. 知らない

Q53 慢性腎臓病（CKD）という病気をご存知ですか？

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 知っている | 3. 名前だけ聞いたことがある |
| 2. なんとなく知っている | 4. 知らない |

(Q53で「1.知っている」又は「2.なんとなく知っている」と回答した場合のみお答えください。)

Q54 高血圧は慢性腎臓病（CKD）の原因の1つだと言われていることをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q55 高血圧を改善するために必要なことは何だと思えますか？（3つまで選択）

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1. 肥満を改善 | 5. ストレスを溜めない |
| 2. 適度な運動習慣（ウォーキング含む） | 6. イライラを解消 |
| 3. 塩分を控える | 7. 喫煙しない |
| 4. 野菜を多く食べる | 8. 多量飲酒をしない |

Q56 健康保険料は都道府県毎に設定されることをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q57 協会けんぽ加入者の医療費が低くなればその分だけ健康保険料率も低くなることをご存知ですか？

1. はい
2. いいえ

Q58 協会けんぽから定期的に広報物をお送りしていますが、御社において、どのようにご活用されていますか？（1つ選択）

1. 職員に回覧している
2. 事業所内の掲示板等へ掲示している
3. 従業員から質問があったときのみ見るようにしている
4. 全く活用していない

Q59 協会けんぽが行う広報の方法として適当なものは次のうちどれですか？（2つまで選択）

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 事業所へ広報紙の送付 | 5. TV番組・CM等マスメディアを活用 |
| 2. 協会けんぽホームページへの掲載 | 6. バスや列車への広告掲載 |
| 3. メールマガジン配信 | 7. 協会けんぽ窓口を利用した広報 |
| 4. 新聞への広告掲載 | |

Q60 協会けんぽホームページで知りたい情報は何ですか？（2つ選択）

- | | |
|------------------------------|------------------|
| 1. 協会けんぽの財政状況（健康保険料率に関するを含む） | 4. 健診に関すること |
| 2. 従業員の健康づくりに役立つこと | 5. 医療費の節約に関すること |
| 3. 健康保険給付に関すること | 6. 医療費や健診結果の統計情報 |

Q61 鳥取県のシステム「ケータイでウォーキングシステム 【とりっぽ（歩）】」をご存知ですか？

1. 知っている
2. 名前だけ知っている
3. 知らない

「とりっぽ(歩)」については12ページをご覧ください。（Q58をご回答後ご覧ください。）

【用語集】

協会けんぽの生活習慣病予防健診

労働安全衛生法により事業主様に義務付けられている定期健康診断の検査項目にガン（がん）の検査項目をプラスした健診です。料金は協会けんぽから補助が受けられますので、1人当たり最高6,843円の負担で受診することができます。（ちなみに、同程度の健診で補助無しの場合の料金は1人当たり18,000円程度の負担となります。）対象者は35歳以上の協会けんぽ加入者ご本人（被保険者）で、対象者の42%（平成24年度鳥取支部数値）の方にご利用いただいています。お申込み・お問い合わせはコチラまで⇒☎0857-25-0054（協会けんぽ鳥取支部保健グループ）

特定保健指導

特定健康診査（生活習慣病予防健診）の受診者のうち、生活習慣病を発症するリスクがあると判定された方を対象に、健康管理のプロである保健師や管理栄養士が、食事や運動などの生活習慣見直しを最長6カ月に渡りサポートすることをいいます。対象者が加入者ご本人（被保険者）であれば、無料で実施しています。対象者の被保険者がいらっしゃる事業所の事業主様へその旨のご案内を差し上げ、ご希望の日程を調整のうえ実施しています。お問い合わせはコチラまで⇒☎0857-25-0054（協会けんぽ鳥取支部保健グループ）

ジェネリック医薬品

先発医薬品（新薬）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省が認めている安価な薬のことです。

ジェネリック医薬品軽減額通知

新薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お業代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、1ヵ月分の自己負担軽減可能額をお知らせするものです。協会けんぽでは、加入者の皆さまのお業代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、ジェネリック医薬品の普及を推進しています。

禁煙治療費助成制度

禁煙治療は、通常、所定の医療機関で保険診療が可能です。保険対象外の方（県内に住所を有し、プリンクマン指数が200未満で、県内の禁煙治療ができる医療機関及び薬局で禁煙治療を終了した方）に対しては、鳥取県から保険適用相当額（7割、上限額あり）を助成しています。※プリンクマン指数＝1日喫煙本数×喫煙年数
詳しくはコチラまで⇒☎0857-26-7202（鳥取県健康政策課）又は鳥取県ホームページをご覧ください。

受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が禁煙室を設置する際に、その費用の2分の1（上限200万円）を労働局が助成しています。設置する禁煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上の基準を満たすことが条件で、禁煙室設置の前に、労働局へ申請が必要で。詳しくはコチラまで⇒☎0857-29-1704（鳥取労働局健康安全課）又は鳥取労働局ホームページをご覧ください。

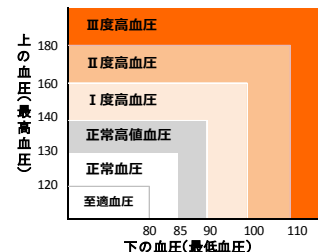
とりっぽ(歩)

あらかじめ設定されたコースやパソコン上で自らが設定したコースに携帯電話を持って出かけ、携帯電話やスマートフォンのパケット通信によりスタート、通過点、ゴールの位置情報を送ることで、歩行距離等が記録できるシステムです。一定距離に達した方等には記念品も贈呈しています。詳しくはコチラまで⇒☎0857-26-7202（鳥取県健康政策課）又は鳥取県ホームページをご覧ください。

【Q50の答え】

高血圧と判定される値は「上の血圧（最高血圧）140mmHg以上」「下の血圧（最低血圧）90mmHg以上」とされています。（※）協会けんぽでは、健診結果より「上の血圧（最高血圧）160mmHg以上」「下の血圧（最低血圧）100mmHg以上」でありながら医療機関へ受診していない方を対象に受診勧奨を行っています。勧奨通知が届いた従業員の方がいらっしゃれば、医療機関への受診をお勧めください。

※日本高血圧学会 高血圧治療ガイドより





アンケート回答用紙

※実物は各ページA4 サイズ

アンケート 回答用紙

『アンケート設問用紙』の質問事項で当てはまる番号を□の中へご記入ください。

Q1	<input type="checkbox"/>	Q10	<input type="checkbox"/>	Q22	<input type="checkbox"/>	Q34	<input type="checkbox"/>
Q2	<input type="checkbox"/>	Q11	<input type="checkbox"/>	Q23	<input type="checkbox"/>	Q35	<input type="checkbox"/>
Q3	<input type="checkbox"/>	Q12	<input type="checkbox"/>	Q24	<input type="checkbox"/>	Q36	<input type="checkbox"/>
Q4	<input type="checkbox"/>	Q13	<input type="checkbox"/>	Q25	<input type="checkbox"/>	Q37	<input type="checkbox"/>
Q5	<input type="checkbox"/>	Q14	<input type="checkbox"/>	Q26	<input type="checkbox"/>	Q38	<input type="checkbox"/>
Q6	<input type="checkbox"/>	Q15	<input type="checkbox"/>	Q27	<input type="checkbox"/>	Q39	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	Q16	<input type="checkbox"/>	Q28	<input type="checkbox"/>	Q40	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	Q17	<input type="checkbox"/>	Q29	<input type="checkbox"/>	Q41	<input type="checkbox"/>
Q7	<input type="checkbox"/>	Q18	<input type="checkbox"/>	Q30	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	Q19	<input type="checkbox"/>	Q31	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
Q8	<input type="checkbox"/>	Q20	<input type="checkbox"/>	Q32	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
Q9	<input type="checkbox"/>	Q21	<input type="checkbox"/>	Q33	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

Q42	<input type="checkbox"/>	Q48	<input type="checkbox"/>	Q56	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	Q49	<input type="checkbox"/>	Q57	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	Q50	<input type="checkbox"/>	Q58	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	上の血圧	<input type="checkbox"/>	Q59	<input type="checkbox"/>
Q43	<input type="checkbox"/>	下の血圧	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
Q44	<input type="checkbox"/>	Q51	<input type="checkbox"/>	Q60	<input type="checkbox"/>
Q45	<input type="checkbox"/>	Q52	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	Q53	<input type="checkbox"/>	Q61	<input type="checkbox"/>
Q46	<input type="checkbox"/>	Q54	<input type="checkbox"/>		
Q47	<input type="checkbox"/>	Q55	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>		

よろしければ事業所名称をご記入ください。

※事業所名称を公表することはありません。

ご協力いただき誠にありがとうございます。
アンケート結果をもとに、より質の高いサービスを提供して参ります。

本紙を返信用封筒へ入れてご郵送いただきますようお願い申し上げます。



アンケート送付書

※実物はA4 サイズ

健康保険委員用

〒《郵便番号》 平成 25 年 11 月 27 日
 《住所》 健保-31《被保険者証記号》

《在被保険者_事業所名》

事業主様

全国健康保険協会鳥取支部長
 鳥取県福祉保健部健康医療局長

全事業主様対象

職場の健康づくりアンケートにご協力をお願いします

日頃より健康づくり事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、協会けんぽ鳥取支部(以下、「協会」と言います。)及び鳥取県、鳥取労働局の3者は働き盛り世代の健康づくりを推進するため、これまでセミナー開催や広報物の配布等を行って参りましたが、今後は事業主の皆様のご意見をより反映した取り組みを展開したいと考えております。

そこで、今回、協会と鳥取県を中心に、鳥取労働局や鳥取大学医学部教授のご意見もいただきながらアンケートを作成し、協会加入全事業所の事業主様にアンケートをお願いするに至った次第です。

アンケートの内容につきましては、協会、鳥取県が共通で設定した質問項目もあれば、それぞれが独自に設定した質問項目もあり、多岐にわたっておりますが、特に事業主様のご意見が重要と考えておりますので、アンケートのご回答にあたりましては、**できる限り事業主ご本人がご記入いただけますようお願い申し上げます。**

なお、ご回答いただいた結果につきましては、前述の協力機関とともに今後の事業運営の参考にさせていただくほか、協会ホームページへの掲載、各種広報の機会を通して皆様へお知らせする予定です。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、ご回答につきまして、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

アンケート回答用紙は同封の返信用封筒へ入れて**平成 25 年 12 月 20 日(金)まで**にご投函いただきますようお願い申し上げます。

◆ 今回の同封物 ◆

■ アンケート関係

- ① アンケート設問用紙
- ② アンケート回答用紙
- ③ 返信用封筒

《アンケートに関するお問い合わせ先》
 鳥取市扇町 58 ナカヤビル
 全国健康保険協会(協会けんぽ)鳥取支部
 企画総務グループ 船橋・園山
 電話 0857-25-0051

ご協力お願い申し上げます。

■ アンケート関係以外

事業主様をはじめ、職場の皆様にも回覧・掲示等によりお知らせいただけますようお願い申し上げます。

- けんぽ便りとり 25 号
→ 最新号ができましたので、お送りいたします。
- 健康保険委員康代さんの会社まるごと禁煙大作戦!!
→ 10 月開催の年金委員・健康保険委員研修会で配布しました「禁煙」に関する健康づくり資料です。御社の喫煙対策にお役立てください。
- 「受診のときは必ず保険証を提示しましょう」ポスター・チラシ

健康保険委員以外用

〒《郵便番号》 平成 25 年 12 月 2 日
 《住所》 健保-31《被保険者証記号》

《在被保険者_事業所名》

事業主様

全国健康保険協会鳥取支部長
 鳥取県福祉保健部健康医療局長

全事業主様対象

職場の健康づくりアンケートにご協力をお願いします

日頃より健康づくり事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、協会けんぽ鳥取支部(以下、「協会」と言います。)及び鳥取県、鳥取労働局の3者は働き盛り世代の健康づくりを推進するため、これまでセミナー開催や広報物の配布等を行って参りましたが、今後は事業主の皆様のご意見をより反映した取り組みを展開したいと考えております。

そこで、今回、協会と鳥取県を中心に、鳥取労働局や鳥取大学医学部教授のご意見もいただきながらアンケートを作成し、協会加入全事業所の事業主様にアンケートをお願いするに至った次第です。

アンケートの内容につきましては、協会、鳥取県が共通で設定した質問項目もあれば、それぞれが独自に設定した質問項目もあり、多岐にわたっておりますが、特に事業主様のご意見が重要と考えておりますので、アンケートのご回答にあたりましては、**できる限り事業主ご本人がご記入いただけますようお願い申し上げます。**

なお、ご回答いただいた結果につきましては、前述の協力機関とともに今後の事業運営の参考にさせていただくほか、協会ホームページへの掲載、各種広報の機会を通して皆様へお知らせする予定です。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、ご回答につきまして、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

アンケート回答用紙は同封の返信用封筒へ入れて**平成 25 年 12 月 20 日(金)まで**にご投函いただきますようお願い申し上げます。

◆ 今回の同封物 ◆

■ アンケート関係

- ① アンケート設問用紙
- ② アンケート回答用紙
- ③ 返信用封筒

《アンケートに関するお問い合わせ先》
 鳥取市扇町 58 ナカヤビル
 全国健康保険協会(協会けんぽ)鳥取支部
 企画総務グループ 船橋・園山
 電話 0857-25-0051

ご協力お願い申し上げます。

■ アンケート関係以外

- 健康保険委員登録のお願い
- 健康保険委員推薦届
→ 協会けんぽと加入者様をつなぐパイプ役としてご協力いただける「健康保険委員」を募集しています。ぜひご登録ください!
- 健さんの“がん闘病記”
→ 従業員の皆様のがん予防対策にお役立てください。
- 健康保険委員康代さんの会社まるごと禁煙大作戦!!
→ 御社の喫煙対策にお役立てください。
- 「受診のときは必ず保険証を提示しましょう」ポスター・チラシ